

“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と
“系譜における父系”の並存

— 現代日本における高齢者—成人子関係についての文献レビューから —

大 和 礼 子

The coexistence of the *gendered-bilateral* and *patrilineal*
relationships in contemporary Japan:

A review of studies on intergenerational relationships
between elderly parents and adult children

YAMATO Reiko

Abstract

The present study, on the basis of literature review on intergenerational relationships between elderly parents and their adult children, proposes the following hypotheses for future empirical researches. First, in addition to the *modernization*, *cultural-norm*, and *demographic-factor* approaches that were mainly used by previous Japanese studies, the *institutional-factor* approach is useful for understanding elderly parents-adult children relationships in contemporary Japan. Second, the welfare system with strong male-breadwinner characteristics is identified as the major institutional factor that affects Japanese elderly parents-adult children relationships. Third, intergenerational relationships in contemporary Japan can be formalized as the coexistence of *gendered-bilateral* relationships for everyday support and *patrilineal* relationships for activities relevant to lineage keeping, such as inheritance. In the final section, future research agendas are discussed.

Key words: intergenerational relationship, elderly parents, adult children, bilateral relationship, patrilineal relationship, male breadwinner model, gender division of labor, lineage

要 旨

本稿では、高齢者—成人子の世代関係について、理論枠組みと実証的研究のレビューを行い、それをもとに以下のような仮説を提案する。第1に、現代日本における家族内的高齢者—成人子関係を説明するための理論枠組みとして、「近代化論」「文化的規範論」「人口学的要因論」に加えて、「政策・制度論」が有効である。そして現代日本における政策・制度は「男性稼ぎ主」型と特徴づけることができる。第2に、現代日本における家族内的高齢者—成人子関係は、「“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存」としてとらえられる。そして男性稼ぎ主型の政策・制度はこのような世代関係のあり方と適合的である。最後に今後の研究課題として、“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”という2つの原理を、人々はどのように調整し使い分けているのかを実証研究で明らかにすることの必要性を指摘する。

キーワード: 世代関係、高齢者、成人子、双系、父系、男性稼ぎ主型、性別分業、系譜

目次

1. 研究の目的
 2. 基本概念の整理——「世代」と「家族」
 - 2-1. 「世代」の3つの意味——年齢階層／コーホート／家族内世代
 - 2-2. 家族の類型——拡大家族（直系家族）／修正拡大家族（修正家的（いえてき）家族）／孤立した核家族
 3. 4つの理論枠組み——近代化論／文化的規範論／人口学的要因論／政策・制度論
 - 3-1. 近代化論
 - 3-2. 文化的規範論
 - 3-3. 人口学的要因論
 - 3-4. 政策・制度論
 4. 高齢者一人子関係の実態——“性別分業にもとづく双系”と“父系”の並存
 - 4-1. 4つの理論枠組みからの予想
 - 4-2. 居住関係と相互支援関係
 - 4-3. 同居・相続からみた父系 vs. 双系
 - 4-4. 日常的援助からみた父系 vs. 双系
 - 4-5. “日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存
 5. 「男性稼ぎ主」型の政策・制度と世代関係
 6. 要約と課題
- 補論. 現代日本の政策・制度——「男性稼ぎ主」型生活保障システム
- 補-1. エスピン・アンデルセンの類型論とフェミニストからの批判
 - 補-2. 日本の政策・制度をとらえるための類型論

1. 研究の目的

近年、家族内における高齢者一人子関係への関心が高まっている。その背景には、高齢者一人子関係が変化し、それをとらえるための新たな理解の枠組みが求められていることがある。

かつての高齢者一人子関係は「成人子が高齢の親を私的に支援する」というものだった。しかし1980年代以降、年金・医療・介護などの社会保障制度の発展を背景に公的な支援関係（税や社会保険料を通じて成人子世代が高齢者世代を支援する）や、私的な支援関係でも従来とは逆方向の関係（社会保障に支えられてゆとりのある高齢の親が、成人子を支援する）の比重が高まってきた。もちろん従来型の、成人子が高齢の親を私的に支援するという世代関係も依然として重要である。さらに近年では、少子高齢化のさらなる進展と、経済成長の鈍化による公的財源不足を背景に、年金・医療・介護などの社会保障制度を見直す動きも起きており、このような公的政策・制度の変化（そしてこれを媒介にした

公的な世代関係の変化)が、近い将来、私的な高齢者一成人子関係にも影響を及ぼすと考えられる。

欧米の研究者たちは高齢者一成人子関係について、具体的な問題（介護、住宅、祖父母による育児支援など）をテーマにした研究は数多く行われているが、それら個別の知見を全体として理解するために、現代の高齢者一成人子関係をどのような枠組みでとらえたらよいかといった理論的研究は不十分であると論じている（Lye 1996；Lüscher and Pillemer 1998などを参照）。このような状況は日本についても当てはまる。そこで本稿では、先行研究の検討を通じて、①現代日本における家族内の高齢者一成人子関係をどうとらえるか、②それを適切に説明する理論枠組みとは何か、について仮説を提示し、今後の実証研究の足がかりとすることをめざしたい。

まず次の第2節で、「世代」と「家族」という2つの基本概念を整理する。第3節では、高齢者一成人子関係をとらえるためのおもな理論枠組みとして、「近代化論」「文化的規範論」「人口学的要因論」「政策・制度論」をとりあげ、これら4つの理論枠組みが、欧米や日本の研究においてどのように用いられてきたかを検討する。この検討をもとに、欧米に比べて日本では、政策・制度論（公的な政策・制度が私的な高齢者一成人子関係にどのような影響を及ぼすか）を用いた研究は多くないこと、しかしながら近年、日本でも公的な政策・制度が私的な高齢者一成人子関係に大きな影響を及ぼすという視点からの研究がみられるようになったこと、したがって日本においても政策・制度論の視点が有効であることを論じる。さらに、現代日本の政策・制度の特徴として「男性稼ぎ主」型という点が重要であることも論じる（この点については、本稿の最後につけた補論でより詳しく説明する）。

では、このような政策・制度のもとで、現実の高齢者一成人子関係はどのようなものか。第4節では、高齢者一成人子関係（同居、相続、経済的支援、世話的支援、介護など）についてこれまで行われた実証研究の知見を検討する。そしてこの検討をもとに、現代日本における家族内の高齢者一成人子関係は、「“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存」としてとらえられるという仮説を提案する。第5節では、このような世代関係と、「男性稼ぎ主」型の政策・制度がどう関連しているかについて論じる。最後に第6節ではこれまでの議論の要約と、今後の研究のための課題を示す。

2. 基本概念の整理——「世代」と「家族」

2.1 「世代」の3つの意味——年齢階層／コーホート／家族内世代

(1) 年齢階層

まず「世代」という概念について整理しよう。「世代」は日常用語でもあり、日常生活においては多様な意味合いで使われている。その影響のためか、アカデミックな研究においても「世代」という用語の使われ方は多様である。本稿では Attias-Donfut and Arber (1999)、Bengtson (1993)、Walker (1996)などを参考に、「世代」の意味するところを「年齢階層」「コーホート」「家族内世代」の3つに区別する。

第1に「世代」は、「ある年齢層に属する人々」という意味で使われる。たとえば「若者世代」「高齢者世代」といった使われ方である。この意味での世代を「年齢階層」とよぼう。年齢は、多くの社会で、社会を構造化する基準の1つとして用いられている。それぞれの社会にはその社会特有の「年齢基準」(age criteria)があり、ある年齢基準に該当する人に、その年齢基準に応じた「役割」を割り振る。たとえば現代の日本では、6～14歳ごろは義務教育年齢に当たり、この年齢の人々は学校に通うことを期待される。また企業に勤めている人は60歳をすぎると、定年を迎え退職することを期待される。こうして年齢基準にしたがってある役割につくことは、個人にその役割に応じたアイデンティティを与えると同時に、資源や権力にアクセスする機会を与えたり制限したりする。たとえば定年年齢に達すると、それまでの仕事を続ける機会を制限される一方で、老齢年金などを受け取る権利が生じる。

(2) コーホート

第2に「世代」は、「同じ暦年に生まれた人々」という意味でも使われる。たとえば「昭和ひとケタ生まれ」「1970年代生まれ」といった使い方である。この意味での世代を「出生コーホート」(以下「コーホート」)とよぼう。「コーホート」と「年齢階層」の関係を次に示す図によって説明しよう。たとえば1921～30年生まれのコーホートは、年齢階層としては、1950年には20～29歳で「ヤング・アダルト」(若い成人)であるが、1970年になると40～49歳になり「中年」、さらに1990年には60～69歳になり「初老」という年齢階層に属する。このように同じコーホートに属する人々は、暦年が進むにしたがって、年齢基準(社会によって異なる)によって定義されたさまざまな年齢階層を、順次移動していく。

“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存（大和）

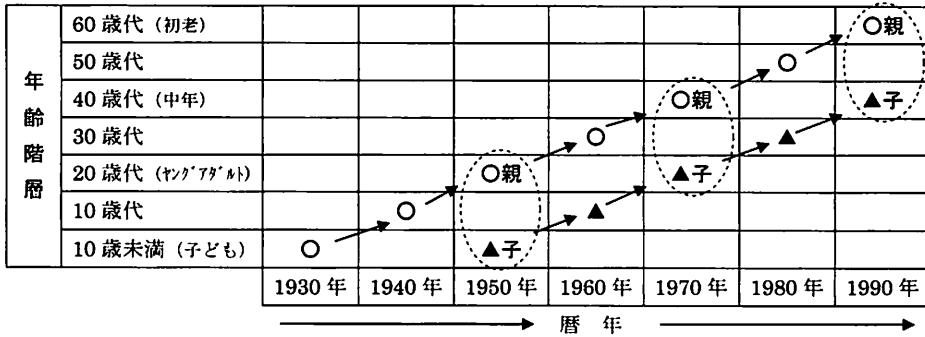


図 年齢階層・コーホート・家族内世代の関係

（注）○は1921～30年生まれのコホート、▲は1941～50年生まれのコホートを示す。
点線内の、○親と▲子は、家族内世代としての親子を示す。

(3) 家族内世代

「年齢階層」と「コーホート」は、社会全体での位置を基準にしたマクロ・レベルの世代である。これに対し、第3の意味での「世代」は、家族内の系図上の位置関係にもとづいた、親一子、あるいは祖父母一孫といった意味での世代であり、いわばミクロ・レベルでの世代である。このミクロ・レベルでの世代を「家族内世代」とよぼう。図に示したように、「家族内世代」としての親と子は、「コーホート」としてみると1921～30年生まれコーホートと1941～50年生まれコーホートにあたる。また「年齢階層」としてみると、1950年の時点では20歳代（ヤング・アダルト層）と10歳未満（子ども層）にあたるが、暦年が進んで1970年になると40歳代（中年層）と20歳代（ヤング・アダルト層）となり、さらに1990年には60歳代（初老層）と40歳代（中年層）となる。

2.2 家族の類型—— 拡大家族(直系家族)／修正拡大家族(修正家的(いえてき)家族)

／孤立した核家族

(1) 拡大家族（直系家族）

次に「家族」という概念について整理しよう。世代関係をどうとらえるかは、家族をどうとらえるかと密接に関連している。世代関係についてのさまざまな議論において、暗黙に想定されている家族のイメージは、「拡大家族」（その日本的バリエーションである「直系家族」）、「修正拡大家族」（その日本的バリエーションである「修正家的（いえてき）家族」）、そして「孤立した核家族」の3つに分けることができる（宮島 1992: 68-9も参照）。

まず「拡大家族」とは、複数の核家族（たとえば親夫婦、その子どもたちが結婚してつ

くるそれぞれの核家族、さらには親夫婦のきょうだいたちが結婚してつくるそれぞれの核家族などが、居住・生計・(多くの場合)職業を同じくし、相互依存的に生活保障を行い、(多くの場合、家父長的権威のもとに)一体として行動するような家族のあり方である(Murdock 1949=1978)。このような家族のあり方は、家族が労働集団でもある社会(たとえば第1次産業や自営業を中心とする社会)においてもっとも適合的である。

拡大家族の中の特殊なあり方として、1人の後継ぎ(多くは長男だが、男女に関わらず長子や末子の場合もある)だけが、結婚後も親と同居・生計を同じくする一方、他の子どもは別に世帯を構えるような家族のあり方を「直系家族」とよぶ(森岡・望月, 1993 [1983])。日本の家(いえ)制度は直系家族に分類できる。

(2) 孤立(した)核家族

第2のイメージは「孤立した核家族」である。先に述べたように第1次産業や自営業を中心とする社会においては、拡大家族(あるいはその一形態としての直系家族)が適合的だった。しかしながら近代化・産業化が進むと、人々は職業機会に応じて移動することが必要となる。このような社会では、拡大家族の居住・職業の同一性という束縛から解放され、居住地や職業を自由に移動できるような家族のあり方がもっとも適合的である。このような家族をパーソンズ(Talcott Parsons)は「孤立した核家族」とよんだ(Parsons, 1949)^{1) 2)}。

(3) 修正拡大家族(修正家的(いえてき)家族)

パーソンズの「孤立した核家族」論に対して、シャナス(Ethel Shanas)やタウンゼント(Peter Townsend)らは、産業社会における家族は「孤立した核家族」ではないこと

-
- 1) 産業化以前においても、核家族が多数派である社会も存在すると論じられている(Laslett 2000 [1983] = 1986)。また第2次大戦以前の日本においても、制度としては直系家族(拡大家族の1つのバリエーション)だが、祖母の寿命の短さのため、実際の数としては核家族の方が多かったと考えられる(森岡・望月, 1993 [1983])。
 - 2) 拡大家族から孤立した核家族へという形態面での変化には、機能面での変化もともなった。オグバーン(William F. Ogburn)によると、産業化前の家族は、経済・教育・保護・宗教・娯楽・愛情といった数々の機能を果たし、社会の中で重要な位置を占めていた。しかし産業革命後は、これらの機能の多くは、たとえば経済は企業へ、教育は学校へというように、その機能を専門的に担う専門機関に吸収されていった。その結果、近代社会の家族に残されたのは愛情機能だけとなり、社会における家族の地位も低いものになった(Ogburn 1933)。このようにオグバーンは、近代化にともなう家族の変化を「家族機能の縮小」ととらえた。それに対しパーソンズは、同じ現象を「家族機能の専門化」ととらえた。パーソンズによると、たしかに近代の家族は多くの機能を失ったが、残された機能は、家族しか果たすことのできない機能であり、あまり重要でない機能を他に移すことによって、家族は家族にしかできない機能に集中・専門化することができるようになった。家族にしかできない機能とは「子どもの社会化」と「成人の情緒的安定」である(Parsons 1956=1981)。

を実証研究によって示した（Shanas, et al. 1968；Townsend 1957 = 1974。また Adams (1970) によるレビューも参照）。たとえばタウンゼントの研究によると、ロンドンの労働者階級コミュニティでは、親と成人子（特に娘）の家族は、住居・生計は別であるが、近くに住んで頻繁に行き来し、経済面あるいは家事・育児・介護といった面で相互に助け合って生活していた。リトワクはこのような家族を「修正拡大家族」とよんだ。修正拡大家族とは、形態的には住居・生計などを異にする核家族であるが、機能的には核家族間に経済的・非経済的相互依存関係が存在する拡大家族のような関係を結んでいる家族のあり方である。

リトワクによると、修正拡大家族を可能にしたのは、交通・通信のためのテクノロジーの発達であり、これによって核家族間の地理的距離が克服された。また修正拡大家族は、孤立核家族に比べて、より豊かな人的・経済的資源を相互に動員できる（Litwak 1960）。したがって修正拡大家族というあり方は、核家族の移動の自由を妨げることなく、相互により強固な生活保障となることができるので、産業社会により適格的である³⁾。

この「修正拡大家族」（形態的には核家族だが、機能的には拡大家族）というアイデアを応用し、原田尚（1973）や光吉利之（1986）は、日本における高度経済成長期以降の「直系家族」の変容について分析した。たとえば原田は、親世帯と1人の成人子世帯（多くは長男夫婦の世帯）が、別居しながらも親密な相互援助関係を維持している家族のあり方、そして親の高齢化が進むと最後には同居するような家族のあり方が増えていることに注目した。本研究ではこのような家族のあり方を、光吉の用語を援用して「修正家的（いえてき）家族」とよぶ。「修正家的（いえてき）家族」は「修正拡大家族」の日本的バリエーションである⁴⁾。

以上のような概念を念頭において、次の第3節では、高齢者—成人子関係についての理

3) さらにリトワクは、近代社会における家族と専門機関の関係（注2を参照）について、「個人の個別的なニーズに対応する」という点では修正拡大家族による援助が優れているが、「定型的な援助を継続して提供する」という点では専門機関による援助が優れているので、修正拡大家族と専門機関は相補う関係にあると論じた（Litwak 1965）

4) リトワクらの「修正拡大家族」と似た用語として、那須宗一（1970・1972・1983 [1967]）による「修正直系家族」という用語がある。しかし那須の用語法は、リトワクや光吉とは異なる。リトワクや光吉は、形態的には核家族だが、機能的には拡大家族（あるいは家）という意味で「修正拡大家族」（あるいは「修正家的（いえてき）家族」）という用語を用いている。つまり命名において機能面に着目している。それに対して那須は、形態的には直系家族だが、機能的には核家族（親子は同居するが、同居家族内で生計や生活の一部を分離する）という意味で「修正直系家族」を使っている。つまりリトワクらとは逆に、命名において形態面に着目している。本研究では欧米で一般的に用いられているリトワク（したがって光吉）の用語法にしたがう。

ちなみに、リトワクらの「形態と機能」（これらはどちらも家族の「現実」である）に対して、「現実と理念」という軸で家族を分類する試みとして森岡清美（1976）の研究がある。リトワクらは分類において、世代間の援助（特に世間的援助＝女性の性役割）に注目したが、森岡は、世代間の継承（社会的地位・財産・祭祀の継承＝男性の性役割）に注目して分類することを提案している。

表1 高齢者—成人子関係をとらえるための4つの理論枠組み

		弱化 vs. 維持・強化		父系 vs. 双系化
		欧米	日本	日本
(1) 近代化論		近代化により、高齢者—成人子関係は弱まる		近代化により、父系優先慣行は弱まる
(2) 文化的規範論		(特にイングランドで)個人主義の伝統により、高齢者—成人子関係では、個人の自立と選択が重視される	「孝」の伝統により、高齢者—成人子の絆は維持される	儒教的伝統により、父系優先慣行は維持される
(3) 人口学的要因論	A 世代間の葛藤論 (コーホートに注目)	高齢者人口比率の上昇と、それにとまなう高齢者向け公的支出の増加圧力により、限られた資源をめぐり、高齢者世代と現役世代の葛藤が生じる		—
	B 世代間の連帯論 (家族内世代に注目)	長寿化により、高齢者—成人子関係は長期化し、強まる		きょうだい数の減少により、双系化が進む
(4) 政策・制度論		高齢者—成人子関係のあり方は政策・制度に大きく規定される	(欧米に比べると影響力が弱い)	

論枠組みを検討しよう。

3. 4つの理論枠組み — 近代化論／文化的規範論／人口学的要因論／政策・制度論

高齢者—成人子関係をとらえるためにこれまで用いられてきた理論枠組みのうち、マクロ・レベルの要因に注目した枠組みは「近代化論」「文化的規範論」「人口学的要因論」「政策・制度論」の4つに大きく分けることができる。表1は、欧米と日本におけるそれぞれの議論の要点を示したものである。欧米においては世代関係が「弱まったか、維持ないし強まったか」が議論の中心であるのに対し、日本ではこれに加えて「父系か、双系化か」にも強い関心が注がれてきた。以下ではこの表にしたがって、それぞれの枠組みについて説明する。

3.1 近代化論

(1) 欧米における近代化論

近代化とそれにとまなう産業化は、家族や社会における高齢者の地位に大きな影響を及ぼした。世代関係についての近代化論は、近代化にとまない、高齢者—成人子関係は弱体化し、高齢者の地位は低下すると考える。これは先にみた孤立核家族論と親和的な議論である。この議論によると、近代化・産業化が進む前の、拡大家族が支配的な社会では、高齢

者は子どもたち家族と住居・生計・職業を同じくし、職業や生活全般における高齢者の知恵や経験が重視された。しかし近代化・産業化が進み孤立核家族が支配的になった社会では、子どもたちは成人すると、親とは別の場所に住み、別の職業につく。また高齢者の知恵や経験より、新しい科学技術が重んじられる。したがって近代化・産業化が進んだ社会では、家族や社会への高齢者の統合は弱まり、その地位は低下する（Burgess 1960；Cowgill 1972）⁵⁾。この議論は「年齢階層」にも注目したものだといえる。

ただし先にみたように、上記のような近代化論（孤立核家族論と親和的な近代化論）に対しては、修正拡大家族論の立場からの批判がある。修正拡大家族論を支持する研究者らは、近代社会においても高齢者一人子関係は維持されると主張する。なぜなら、テクノロジーの発達により離れて住む家族間の関係は維持され、相互に強力な生活保障を提供しあえるからである。このように修正拡大家族論は「家族内世代」にも注目した議論だといえる。では、修正拡大家族において高齢者一人子関係は維持されるとして、その具体的あり方はどのような要因によって影響されるのか。このようなミクロ要因についての理論としては、規範説、利他主義説、利己主義説（あるいは進化論）、権力論、交換理論（長期の一般交換説と、短期の限定交換説に分けることができ、互酬制説ともよばれる）などがある（詳しくはLye (1996)、Silverstein (2006)、Silverstein, Parrott and Bengtson (1995)などのレビューを参照）。

(2) 日本における近代化論

森岡清美と望月嵩（1993 [1983]）は国勢調査を用いた核家族率の分析により、「近代化とそれにもなう産業化によって、核家族化が進展する」という議論が日本にもあてはまると論じる。そしてその理由として、産業化にもなう労働力の移動が必要になるし、また所得水準の向上により、成人した子どもやきょうだいの別居が促されることをあげる。

また津谷典子らも実証データの分析により、近代化論が日本にも当てはまると論じた。彼女らの分析によると、より伝統的な属性をもつこと（学歴が高くない、大都市以外に居住している、子どもの数が多い）は、既婚子との同居を促進する。この結果をもとに津谷らは、日本では今後も高学歴化、都市居住の増加、少子化が予想されるので、高齢者の既婚子との同居は減り、夫婦世帯が増えるであろうと論じる（Tsuya and Martin 1992）。

また森岡清美（1980）や松成恵（1991）は人々の家族意識に注目し、毎日新聞社が行っ

5) ただしグード（William J. Good）は、核家族化が進行するためには産業化だけでは不十分であり、核家族を望ましいとする規範の没透が必要であると論じた（Good 1963）。

た世論調査をもとに、老後の暮らしを子どもに頼るという意識や、子どもが高齢の親の面倒をみることをよしとする意識が弱まっていることを示した。そしてこのような意識変化の要因として、核家族化の進展という現実の家族生活の変化があると論じた。

3.2 文化的規範論

(1) 欧米における文化的規範論

フィンチ (Janet Finch) らは、現代のイングランドにおける遺産相続について研究し、イングランドの伝統的な親族関係のあり方が、現代の遺産相続の実態を規定していると論じる。

まずイングランドの伝統的な親族関係とはどのようなものか。マクファーレン (Alan Macfarlane) によると親族関係は、「ancestor-centred」(先祖を中心にした) と「ego-centred」(自己を中心にして同心円状に広がる) の2つに大きく分類することができる。「Ancestor-centred」な親族構造とは、先祖を起点とする系譜上の位置関係を重視する親族構造であり、親族内の個人と個人の関係は、系譜上の位置関係によって決定される。この親族構造のもとでは、親族という実体は、個人に先立って存在するとみなされ、個人は自分に先立って存在する親族に、誕生・結婚・養子縁組などによって加わる。これに対してイングランドの伝統的な親族関係は「ego-centred」(自己を中心にして同心円状に広がる) と呼べるような特徴を持つ。この伝統のもとでは、個々人はその人なりの親族関係を形成するのであり、複数の人間がまったく同じ親族ネットワークをもつということはないと想定される。個人は、親族を作ることが期待され、あらかじめ存在する親族に加わることは考えられない。マクファーレンはこのような親族関係を「個人主義的」と呼んでいる (Macfarlane 1978)。

フィンチらによると、イングランドにみられる「ego-centred」な親族関係は次のような派生的特徴を持つ。まず親族関係は双系的 (bilateral) であり、母系・父系のどちらか一方が特権的位置を占めることはない。さらに親族関係は高度に柔軟 (highly flexible) で、慣習や法などによって定められたルールにしたがうといったものではない。したがって親族関係においても、系譜上の位置関係 (position) より、その親族との個人的関係 (person) が重視される (Finch and Mason 2000)。

イングランドにおける現代の遺産相続は、上記のような親族関係の伝統に大きく影響を受けているとフィンチらは論じる。まず主要な資産 (不動産や高額の金融資産など) を子どもたちに分配する場合、性別や出生順位に関わらず、均等に分配される。性別への配慮

は、主要な資産の分配においてまったく重要でなく、正当であるともみなされない。また「親は子どもに財産を残すべき」といった観念はなく、親の財産は親夫婦のものであり、それをどうするかは親世代が完全に自由に決める権利を持つと考えられている。親の責任として重要なのは、子に財産を残すことではなく、子を平等に扱うことや、子の自立に配慮することである。したがって「子世代が親の遺産を当てにする」「親から残されたお金を、もっぱら日々の生活の必要のために使ってしまう（親との個人的な思い出の維持のために使うことは考慮しない）」といったことは、（子としての行為として）正当でないと観念される（Finch and Mason 2000）。

(2) 日本における文化的規範論

文化的規範論は、日本における世代関係の研究に大きな影響力をもってきた。たとえばパルモアらは、近代化による世代関係の変化に抵抗する要因として、文化的規範の影響を重視する。日本のような、子が高齢の親の面倒をみることを望ましいとする文化的規範がある社会では、近代化が進み、職業構造や家族構造の変化が起こっても、子が老親の面倒をみることを望ましいとする意識は比較的高く保たれ続けるし、家族や社会へ的高齢者の統合は維持され続ける、と彼らは論じた（Palmore and Maeda, 1985）。また近年でも日本において、高齢者の子どもとの同居率が欧米ほどには減少しないこと（西岡 2000）や、娘より息子との同居が多いこと（施 2008）の理由として、文化的要因の重要性が論じられている。

3.3 人口学的要因論

(1) 欧米における人口学的要因論

先にみたように近代化論では、高齢者の地位の低下が強調された。しかし1980年代に入ると、地位の低下より、高齢者世代の社会における優位性や、家族内での重要性を強調する議論がめだつようになる。これらの議論はその背景として、人口学的変化（長寿化と少子化の同時進展による高齢者人口の増大）に注目する。

A. 世代間の葛藤論

人口学的要因論の第1のタイプとして、コーホート（マクロ・レベルの世代）に注目し、コーホート間の「葛藤」を強調する議論がある。これは福祉国家においては、公的年金・医療・介護サービスなどを通じて高齢者が相対的に優遇される傾向があり、その結果として高齢世代とより若い世代の間に、限られた資源をめぐる葛藤が起こるという議論である。

この立場の代表的論者であるトムソン (David Thomson) は、次のように論じる。1950～60年代においては、欧米福祉国家の主要な受益者は「若い成人」という年齢階層であった（この背景には、大恐慌・戦争からの復興や、人口の増強などのために、若い成人の就労や家族形成を公的に支援しなければならないという時代の要請があった）。しかし1970年代以降、若い成人向けの公的支出や税の優遇などは縮小した反面、中高年向けのそれらは拡大した。この背景には、1970年代に入って経済成長が頭打ちになったが、ベビー・ブーマーという人口規模が大きいコーホートがこの時期の「若い成人」という年齢階層に当たっていたので、若い成人向けの支出を優先することはコスト高だと考えられたこと、そしてその結果、若い成人向け優遇策の維持という政治的リーダーシップがとられなかったことがある。さらにその背景には、若い成人向け優遇策を支持する有権者の数は、中高年向けのそれを支持する人々より恒常的に少ない（なぜなら、若い成人向け政策の支持基盤である未成年は選挙権を持たないし、40歳以上の人には概ね自分自身のために中高年向き政策を支持するから）という人口学的要因がある、とトムソンは論じる (Thomson 1989)。

福祉国家がこのように転換した結果、1950～60年代に若い成人として主な受益者だったコーホートは、1970年代以降には中高年に達し、この時期に拡大した中高年向け優遇策の受益者にもなった。つまりこのコーホートは、若い成人～中高年期という成人期のすべての局面（年齢階層）において、福祉国家の主な受益者になった。それに対して1970年代以降に成人したコーホートは、若い成人期に優遇されることはなく、また将来、自分が中高年になった時には、自分が現在拠出しているのに見合ったサービスを受けられる見込みもなく、先行する年長コーホートを支えつづけるというめぐり合わせになった。もし今後、より多くの若者がこのことに気づきはじめると、税や公的支出の面におけるコーホート間の闘争が起こるかもしれないと、トムソンは警告した (Thomson 1989 ; Preston 1984も参照)。

以上のような世代間の「葛藤」論の背景にある家族イメージは「孤立した核家族」である。つまり高齢者の家族と若い成人の家族は、相互に孤立した別の家族であり、両者の間には私的な相互支援関係はない、と想定されている。したがって高齢世代と若い成人世代は、相互の支援関係なしに同時代を生きる2つの集団としてイメージされ、限られた資源をめぐる相対立すると想定されている (宮島 1992)。

B. 世代間の連帯論

これに対して、同じく人口学的要因を重視しながらも、世代間の「葛藤」ではなく「連帯」に注目する議論もある。

先にみたように1940～50年代においては、近代化にともなう孤立核家族化、高齢者の地位の低下、そして家族内世代間の孤立といった議論が注目を集めた。しかし1960～70年代になると、高齢者と成人子はたとえ住居を異にしている、接触や支援の交換を頻繁に行う修正大家族を形成していることが実証的に示された。この後者の考え方を受け継ぎ、それに人口学的要因という要素を加えて、「世代間の連帯」論を発展させたのが、ベングッソン（Vern L. Bengtson）とその共同研究者たちである。

ベングッソンは次のように論じる。近年、家族が衰退しつつあるという議論をよく耳にする（Popenoe 1988など）。たしかに核家族に視野を限定すると、離婚・非婚の増加にみられるように夫婦関係は脆弱化・短期化した。しかしその一方で、核家族を超えた世代間の関係に目を転じると、離婚によっても親子関係は解消されないし、非婚化は進んでも婚外子は生まれ、婚外子と親の関係は維持される。また長寿化によって、親一子（さらには祖父母一孫、おじ・おば・おい・めい）が人生を共にする期間は以前に比べて長期化した。しかも親一子（あるいは祖父母一孫）は、たとえ住居を別にしている、頻繁に接触し相互に助け合っている。また少子化によるきょうだい数の減少により、親と一人ひとりの子どもとの関係は以前より親密化した。さらにシングル・マザー／ファザーや有職女性の増加によって、家事・育児・介護・生計・その他の支援において、核家族を超えた親族（祖父母、おじ・おば、きょうだい、おい・めいなど）の役割はますます重要になった。そして実際に、世代間の支援や価値の伝達といった絆が現在でも強いことは、さまざまな調査によって繰り返し確かめられている。こうしてベングッソンは、21世紀の家族を知るためには、核家族（特にカップル関係＝ヨコの関係）ではなく、異世代に属する親族間の連帯（タテの関係）に注目することが必要だと論じる（Bengtson 2001）。

ベングッソンらが注目するのは「家族内世代」であり、その背後にある家族イメージは「修正大家族」である。このことは、親の家族と成人子の家族は、たとえ住居や生計は別であっても、相互に支援しあうという見方に表れている。

以上のような「世代間の連帯」論に対してはさまざまな批判がある。第1に、この議論は家族内の合意（consensus）を理論的前提とするパースペクティブである。そのために、「家族内における個人個人の経験の異質性や利害の衝突を、過小に見積もる傾向がある」「個人が主体性（agency）をもって他者と交渉する過程を検討できない」といった批判がある（Connidis and McMullin 2002；Marshall, Matthews and Rosenthal 1993）。第2に、「世代間の連帯」論が主張されたのと同じ時期に、世代関係にさまざまな問題（高齢者の孤立、虐待、介護における負担など）があることが多くの研究によって明らかにされた。したが

って「世代間の連帯論では、世代関係が過剰に肯定的に描かれ、実際の家族生活にある“love-hate relationship”、つまり愛と嫌悪が共存するような家族関係の複雑さ・豊かさを描くことに成功していない」という批判もある (Marshall, Matthews, and Rosenthal 1993)。

こうした批判を受けて第3に、「世代関係のアンビヴァレンツ」論が提案されている。この論者たちは、「現代の家族内世代関係は、単純に連帯あるいは葛藤としてはとらえられない。ポストモダンとよばれる社会状況を背景に、人々は世代関係においても、相反する規範や感情（たとえば親子間における自立と依存）を同時に経験している。したがってアンビバレンスこそが現代の世代関係をとらえるために有効な概念である」と論じる (Lüscher and Pilemer 1998)。

(2) 日本における人口学的要因論

先にみたように日本では、近代化論者は父系・直系家族慣行の弱화를主張し、逆に文化的規範論者はそれらの維持を主張してきた。これらに対して落合恵美子の「双系化」論は、人口学的変化（これ自体は近代化によってもたらされることが多い）が世代関係に与える影響、特に父系優先慣行に与える影響に注目する。

伊藤達也 (1994) によると、一般に近代化にともなって社会は、「多産多死」から「多産少死」（移行期）をへて「少産少死」に至るという人口構造の変化（「人口転換」とよばれる）を経験する。この移行期（多産少子の時期）に生まれたコーホートの特徴は、きょうだい数が多いことである（子どもは多く生まれるが、途中で亡くなる者は少ないから、多くのきょうだいが生き残る）。日本における移行期コーホートは、1925～1950年生まれに当たる。

伊藤の研究から示唆を得て、落合 (2004 [1994]) は次のように論じる。産業化の進展にもかかわらず、日本においては第2次大戦後～1975年ごろまで、高齢者の成人子との同居（特に息子との同居）は減らなかった。これは移行期コーホートが家族を形成する時期に当たっていたからである。移行期コーホートはきょうだい数が多いために、後継ぎ（多くは長男）が親と同居して生まれた土地に残り、他のきょうだいは労働需要に応じて地理的移動をする（たとえば都市に移住する）ということが可能だった。しかしその次にくる少産少死コーホート（1950年以降に生まれた人々）が、家族を形成し始める1975年以降になると、子と同居する高齢者の割合は減り始める。その理由は、このコーホート以降はきょうだい数が少ないからである。

今後、少子化にともない、長男（あるいは一人息子）と長女（あるいは一人娘や兄弟が

いない娘）との結婚はますます増えると予想され、そうなると、夫の親との同居（父系優先の直系家族の慣行）や、別居であっても夫の親との関係を圧倒的に優先させること（父系優先の修正家的（いえてき）家族の慣行）は、夫方親族と妻方親族の間で多くの軋轢を生むことになるだろう。したがって今後は軋轢を避けようとして、「双系化」（夫方・妻方両方の親とバランスよくつき合っていくような関係）が進むだろうと論じる（落合, 2004 [1994]）。つまり落合の議論は、世代間の連帯は維持されるが、父系優先慣行は弱化するというものである。この議論が目にするのは、「コーホート」ごとの人口構成の変化が、「家族内世代関係」に変化をもたらすという点である。

3.4 政策・制度論

(1) 欧米における政策・制度論

A. 近代化論に対する反論

これまでみてきた近代化論や人口学的要因論は、構造機能主義の理論枠組みに大きく依存している（Marshall, Matthews, and Rosenthal 1993）。それに対して以下で紹介する政策・制度論は、批判社会学（critical sociology）の枠組みに影響を受けている。批判社会学は、社会構造を次のようにとらえる。社会はさまざまなグループ（あるいはカテゴリー）の人々（たとえば階級、ジェンダー、年齢、エスニシティなど）から形成されており、このうちあるグループは特権を与えられ、他のグループは与えられていない。この結果として社会は、異なるグループ間の同意（consensus）よりは利害の対立（conflict）として特徴づけられ、後者がノーマルな状態である。このような制約の中で個人は、自分の人生をコントロールしようと行為する存在（agency）である（Connidis and McMullin 2002）。

それでは政策・制度論は世代関係をどのようにとらえてきたか。まず近代化論への反論からみていこう。先にみたように近代化論は、高齢者の地位の低下を近代化の必然的な結果とみなす傾向がある。これに対して政策・制度論の立場に立つ人々は、高齢者の地位の低下は近代社会の必然ではなく、特定の政策・制度によって社会的に構築された結果であると考えている。たとえばタウンゼントは、近代社会において高齢者の地位が低いのは、政策・制度によって作られた結果だと論じた。つまり、高齢者が貧しく、国家や家族などからの助けに依存しなければならないのは、雇用における定年制度、労働市場における年齢差別、社会保障における低額の年金といった制度によって、社会的に構築されたものであるとし、これを「構造化された依存」（structured dependency）とよんだ（Townsend 1981; Walker 1981も参照）。したがって政策・制度論によると、近代社会における高齢者の地位は、政

策・制度がどのようなものかによって異なる。

B. 人口学的要因論への反論

先にみたように人口学的要因論は、さまざまな人口学的要因こそが世代間の「葛藤」あるいは「連帯」を生み出すと論じる。これに対して政策・制度論を支持する人々は、人口学的要因が世代間の葛藤あるいは連帯を「必然的に」生み出す、といった考え方を批判する。

まず、「世代（＝コーホート）間の葛藤」論に対しては、次のように反論する。第1に、一般の人々のあいだには、高齢世代と若年世代の政治的対立の兆しはみられない。たとえば世論調査によると、ヨーロッパでもアメリカでも、現役世代は高齢者に対する福祉を支持している（Phillipson, 1998）。

第2に、たしかに高齢者向けの公的支出は以前より増えたが、この間の高齢者人口の増加に見合うほどには増えていない。つまり1人当たりの支出に換算すれば、高齢者も決して一方的な「勝者」ではない（Walker 1996）。

第3に、たしかに1980年代以降、一部の国では「世代間の葛藤」論の政策的含意にしたがう形で、高齢者向けの公的支出の切り下げ（たとえば老齢年金の縮小）が行われた。しかしそれがよりドラスティックな形で行われたのは、高齢化がより進行し高齢者への福祉がより手厚い大陸西欧諸国（たとえばドイツやフランスなど）ではなく、それらの水準が相対的に低いイギリスやアメリカなどであった。なぜこのような逆説が起きたのか。高齢者向け支出のドラスティックな切り下げが行われた国々では、この時期、「小さい政府」を主張する新自由主義の政党が政権をとった（イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権など）。この政治的要因の影響が大きい。したがって世代間の「葛藤」は、福祉削減を意図する新自由主義の政治勢力が、そのイデオロギーにしたがってあおりたて「社会的に構築」したものであり、人口学的変化の必然的結果ではない（Walker, 1996）。

さらに政策・制度論者は、世代間の「葛藤」論が「コーホート決定論」（cohort-determinism）に陥る危険性を指摘する。世代間の葛藤論はあえて単純化するなら「どのコーホートに属するかですべてが決まる」という主張である。しかしたとえ同じコーホートであっても、人々が置かれた状況は一樣ではない。高齢者コーホートの中には、有利な公的支援制度が適用される人と、そうでない人が存在する。このようなコーホート内の社会保障水準の格差は、コーホート間のそれより大きいことも多い（若年コーホート内の格差についても同様である）。しかし世代間の葛藤論は、このようなコーホート内の差異を無視し、コーホート間での格差のみに注目する。このようなコーホート決定論に陥るこ

となく、コーホート内における社会階層・ジェンダー・エスニシティなどによる違いをも分析に含めることが重要だと論じる（Walker 1993）。

また政策・制度論者は「世代間の連帯」論に対しても次のように反論する。「世代間の連帯」論は、家族内の世代と世代の間には、愛情や互酬性が「自然に自主的に」存在すると先験的に想定する（Walker 1993）。しかし、イギリスにおける家族内介護の実証研究によると、家族の中で誰が主な介護者となるかについて、家族ごとの多様性はほとんどみられず、どの家族においても、ほぼ一様に特定の優先順位にそったパターンがみられた（つまりどの家族においても主な介護者になるのは、まず娘・嫁・姉妹・めいとといった女性親族であり、女性親族がいなければ男性親族、それもいない場合にはじめて非親族といった順）。さらにこれらの介護者の中には、自分が介護している人に対して愛情や互酬性をまったく感じず、敵意さえ感じていながら、それでも主たる介護者の役割を引き受けている人が少なからずいた（調査対象となった介護者の6分の1程度）。これらの人々は、「娘（あるいは嫁・女性親族）がいるならその人が介護すべき」という世間の目、つまり社会規範にしたがってそうしていた（Qureshi and Walker 1989）。このような社会規範を形づくっているのは、介護に関する国家のイデオロギーとそれにもとづく政策である（たとえば介護は女性親族の役割だから、それにとって代わるほどに公的サービスを充実させる必要はないといったイデオロギーと政策）。つまり「世代間の愛情、それにもとづく相互援助」は、いつも「自然で自主的」であるとは限らず、政策・制度によって「社会的に構築」されている可能性がある（Walker 1993）。

以上のように政策・制度論の立場をとる人々は、近代化や人口学的変化が世代関係に影響を及ぼすとき、その影響は「真空」（Walker 1993）で起こるのではなく、まさに社会・経済・政治・イデオロギーに媒介されて起こるのだと論じる。したがって、近代化や人口学的変化が世代関係に与える影響は、一様でなく、社会階層・ジェンダー・エスニシティなどによって異なることに注意を促す。

さらに政策・制度論者は、マクロな世代関係（年齢階層やコーホート）と、ミクロの世代関係（家族内世代）は、相互に独立に存在しているわけではないので、その相互影響関係に注意を払うことが重要だと考える（Walker 1993・1996；Attias-Donfut and Arber 1999）。たとえば、家族内世代（ミクロ・私的）が相互に連帯するのにか孤立してしまうのかは、異なるコーホートや年齢階層（マクロ・公的）を政策・制度がどのように扱い相互に関係づけるのかに影響される。

(2) 日本における政策・制度論

以上のように欧米では、「近代化論や人口学的要因論 対 政策・制度論」（つまり構造機能主義と親和的な議論 対 批判社会学と親和的な議論）という構図で議論されることが多く、政策・制度論は、近代化論や人口学的要因論に対する批判的議論として重要な位置を占めてきた。それに対して日本では、「近代化論 対 文化的規範論 対 人口学的要因論」という構図で議論がされることが多く、政策・制度論（つまり公的な政策・制度が、私的な高齢者一成人子関係にどのような影響を与えるか）は欧米ほどには大きな影響力をもたなかった。

しかし日本でも、《マクロ→マクロ》、つまりマクロな公的政策・制度が、マクロな世代関係（年齢階層やコーホート）にどのような影響を与えるかについては、公的年金制度を中心に多くの議論がされてきた（たとえば木村 2003a・2003b；駒村 2003；牧・原田 1993；鈴木 2009；高山 1993など）。

また《マクロ→ミクロ》、つまりマクロな公的政策・制度が、ミクロな私的世代関係に及ぼす影響についても、育児や、ヤング・アダルト（若い成人）とその親といった世代関係に限れば、その影響を重視する研究が多く行われている（たとえば育児についての船橋恵子（2006）の研究や、ヤング・アダルトとその親の関係についての山田昌弘（1999）の研究などを参照）。

そして近年、高齢者一成人子という世代関係についても、《マクロ→ミクロ》、つまりマクロな公的政策・制度が、ミクロな私的高齢者一成人子関係に大きな影響を及ぼすという視点をとる研究が現れた。たとえば大和礼子（2008）は、高齢期の経済的扶養と身体的介護について、戦後日本における歴史的变化を分析し、公的政策・制度が、資源へのアクセス（機会構造）の変化を媒介して、私的な高齢者一成人子関係についての意識に大きな影響を及ぼしたことを示した。この研究によると、公的年金の充実によって、老後の経済は夫の年金に頼り、子どもには頼らないという意識が支配的になった（男性における「生涯家計支持者」の誕生）。この経済面における意識（子どもからの独立を重視する意識）が、介護面にも影響を及ぼし、老後の介護を嫁に頼ることを当然とする意識を弱めた。その結果、女性においては子どもたちに迷惑をかけたくない、そのために自分の介護は専門的サービスに頼りたいという意識が高まった（女性における「生涯ケアラー」の誕生）。

こうした近年の研究動向は、現代日本における高齢者一成人子関係の分析においても、近代化論、文化的規範論、人口学的要因論に加えて、政策・制度論の視点（つまり公的政策・制度が、私的な家族内高齢者一成人子関係にどのような影響を与えるか）を、分析に

明示的に組み入れる必要があることを示唆している⁶⁾。

(3) 日本の政策・制度の特徴

それでは日本の政策・制度はどのような性格をもつのだろうか。福祉国家の類型についての議論をもとに考えたい（以下の議論については、本章の補論でより詳しく論じた）。

福祉国家の類型論としてはエスピン・アンデルセン（Gøsta Esping-Andersen）の研究がよく知られている。アンデルセンは1990年の著作（Esping-Andersen 1990=2001）で、国家・市場の2者関係に注目し、「自由主義」「社会民主主義」「保守主義」という「福祉国家レジーム」の類型（「初期3類型」とよぼう）を提案した。さらに、これに対する批判（特にフェミニストからの批判）に答えるために、1999年の著作（1999=2000）では、国家・市場・家族の3者関係に注目し、「自由主義」「社会民主主義」「保守主義（あるいは家族主義）」という「福祉レジーム」の類型（「新3類型」とよぼう）を提案した。

しかし多くの論者が指摘しているように、アンデルセンの3類型（初期3類型と新3類型のどちらでも）を使って日本の政策・制度をとらえようとすると、日本の政策・制度はこれらのタイプのどれにも当てはまらず、複数のタイプの折衷という形でしかとらえられない。そこで大沢真理（2007）は、日本の特徴をうまく浮き上がらせ、他の福祉国家との比較が可能になるような類型として、「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型という3類型を提案した。

大沢による3類型を簡単に説明しよう。1つめの類型である「男性稼ぎ主」型とは、「男の労働を公的に支える」ことを要にした生活保障システムである（典型は日本だが、大陸西欧諸国も含まれる）。このタイプの政策・制度のもとでは、男性稼ぎ主は、国家による労

6) ここまでのレビューから、世代関係についての欧米と日本の議論には次のような違いがあることがわかった。第1に、先に述べたように、欧米では、「近代化論や人口学的要因論 対 政策・制度論」という構図で議論がなされることが多く、政策・制度論は、近代化論や人口学的要因論に対する批判的議論として重要な位置を占めてきた。それに対して日本では、「近代化論 対 文化的規範論 対 人口学的要因論」という構図で議論がされることが多く、政策・制度論の比重はあまり重くなかった。

第2に、欧米では、年齢階層やコーホートといったマクロな世代関係と、家庭内世代というミクロな世代関係の両方について研究されてきた。一方、日本では、家族内世代関係についての研究が多い。この理由は、欧米社会における家族モデルは、孤立核家族の影響が相対的に強い（したがって家族内での私的支援だけでなく、税や社会保険を通じた公的支援の比重が高い）のに対し、日本における家族モデルは、家族内世代間の相互援助を前提にする直系家族や修正家的（いえてき）家族の影響が強い（したがってミクロな世代間支援の比重が高い）からであろう。

第3に、欧米では、高齢者一人子関係の弱化／強化（あるいは世代間の葛藤／連帯）が議論の中心なのに対し、日本ではこれに加えて、父系／双系化にも強い関心が注がれてきた。このような関心の違いは、欧米の伝統的世代関係は双系的傾向が強い（のに対し、日本のそれ（特に明治民法以降のそれ）は父系優先であることの影響だと思われる。

欧米での議論を日本の研究に応用する際には、これらの点に注意を払うことが重要である。

働市場規制を通じた企業による雇用維持、正規被雇用者に対する企業福祉、そして雇用が維持できない時のための社会保険によって、支えられる。一方、ケアは家族（=女性）の私的責任とされる。したがって国家による所得再分配（公的手当など）や社会サービス（医療・ケアなど）は残余主義的である。

これに対して2つめの「両立支援」型とは「男・女の労働・ケアを公的に支える」ことを要にしたシステムで（例は北欧諸国）、労働市場規制も、所得保障も、家族支援も、男・女を対象にジェンダー間の均等原則のもとに行われ、国家の比重が高い。そして税や社会保障は世帯ではなく個人を単位としている。また3つめの「市場志向」型とは、福祉は市場（企業）にゆだねられ、（男・女、労働・ケアのいずれに対しても）「公的支援は最小限」という考え方にもとづくシステム（例はアングロ・サクソン諸国）である。

日本と大陸西欧諸国はともに「男性稼ぎ主」型であるが、男性稼ぎ主や家族を支える際の「国家」と「市場」の比重において、両者の間には大きな違いがある。第1に、男性稼ぎ主を支える方法に注目すると、大陸西欧では、国家が公的所得保障（失業手当など）を通じて直接に男性稼ぎ主を支える比重が高い。一方、日本では、国家が公的資金（公共事業や企業補助金など）によって企業を支え、その企業が雇用を維持する、つまり国家が市場を経由して間接的に男性稼ぎ主を支えるという比重が高い。

第2に、「男性稼ぎ主」型においては一般に、男性が家族を経済的に扶養し、ケアは家族により提供されるというモデルのもと、ケアを提供する主体として「家族」が重視され、家族を支える仕組みが用意されている。その仕組みとして、大陸西欧諸国では、国家が家族手当を家族内ケア提供者に直接支払うことが多い。それに対して日本では、（少なくとも2010年現在まで）国家による家族手当はあまり発達しておらず、男性稼ぎ主が私的に家族を支えるという比重が高い（そして男性稼ぎ主が大企業などに勤務している場合は、企業による扶養手当が男性稼ぎ主に支払われることもある）。

以上2点をまとめると、誰が、男性稼ぎ主や家族を支えるかについて、大陸西欧諸国では、国家がそれらを直接支える程度が高いが、日本では、市場そして男性稼ぎ主自身にゆだねられる程度がより高い。つまり「男性稼ぎ主」型という性格は、大陸西欧諸国より日本の政策・制度により強く刻まれている。

さらに日本において、「男性稼ぎ主」型という政策・制度の特徴は、世代関係に関連する政策・制度にもみられる。大和（2008）によると、表2に示したように、高齢者に対する公的支援制度のうち、経済的扶養（おもに男性に期待される役割）についての制度は、1960年代の初めに国民皆年金によって開始され、1973年の公的年金制度の改革により拡充し始

“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存（大和）

表2 経済的扶養と身体的介護についての公的支援制度の発達（第2次大戦後の日本）

	経済的扶養 (男性役割)	身体的介護 (女性役割)
公的支援制度の開始	1960s 初～	1990s 初～
〃 拡充	1970s 初～	2000s 初～
〃 成熟 〔・親世代の子世代からの自立 ・親をサポートする役割からの子世代の解放〕	1980s 初～	未

(出所) 大和 (2008 : p.102) をもとに作成。

め、1980年代になると成熟期を迎え、老後の生計は子どもに依存せずとも、公的年金によってある程度まかなえるようになった。こうして経済的ゆとりを手にした高齢世代は、成人子への経済的支援ができるようになった。これを子世代からみると、子世代（特に息子）は親を経済的に扶養する役割から解放されたのである。

一方、身体的介護（おもに女性に期待される役割）についての公的支援制度は、1990年代になって初めて高齢者保健福祉推進十か年戦略（通称ゴールドプラン）によって本格的に開始され、2000年の介護保険によって拡充しはじめた。しかしその後も公的サービスは、家族介護を補助する位置にとどまっており、公的年金のようにそれをほぼ代替するところまではいっていない。したがって介護については、高齢世代は成人子に頼らざるをえないことが多い。これを子世代からみると、子世代（特に嫁や娘）は親を介護する役割からまだ解放されていない。

以上から「男性稼ぎ主」型という政策・制度は、同世代内におけるジェンダー関係だけでなく、異世代間のジェンダー関係にも影響を与えていると考えられる。

4. 高齢者—成人子関係の実態——“性別分業にもとづく双系”と“父系”の並存

4.1 4つの理論枠組みからの予想

前の章では、世代関係についての4つの理論枠組みを概観した。表3は、それぞれの理論枠組みが、現代日本における家族内的高齢者—成人子関係をどのようなものとして予想するかを示したものである。日本の世代関係についての予想なので、文化的規範論としては Palmore and Maeda (1985) の枠組み（「孝」規範や父系優先慣行の影響を重視）、人口学的要因論については落合 (2004 [1994]) の枠組み（少子化によるきょうだい数の減少を重視）、そして政策・制度論については大沢 (2007) や大和 (2008) の枠組み（男性稼ぎ主型の政策・制度を重視）にしたがう。

表3 現代日本において4つの理論枠組みが予想する家族内の高齢者—成人子関係

	弱化 vs. 強化・維持	父系 vs. 双系化
(1) 近代化論 (孤立核家族化論)	弱化	—
(2) 文化的規範論 (「孝」と父系優先慣行の影響を重視)	維持・強化	父系
(3) 人口学的要因論 (きょうだい数の減少の影響を重視)	維持・強化	性別分業のない双系
(4) 政策・制度論 (男性稼ぎ主型政策・制度の影響を重視)	維持・強化	性別分業にもとづく双系

まず、家族内の高齢者—成人子関係が、弱化するか維持・強化されるかについてみると、近代化論は弱化、それ以外の理論枠組みは維持ないしは強化を予想する。次に（維持ないし強化された世代関係において）、父系が維持されるか双系化が進むかについてみると、文化的規範論は父系の維持、人口学的要因論と政策・制度論は双系化を予想する。ただし双系化のあり方には違いがある。人口学的要因論（きょうだい数が減ることを重視する）は“性別分業のない双系”（つまり育児・介護などのケアも、経済的支援も、娘家族と息子家族の区別なく交換される）を予想する。一方、政策・制度論（男性稼ぎ手型の生活保障システムによる影響を重視する）は“性別分業にもとづく双系”（つまり娘家族との関係と息子家族との関係は、同じ程度に重視されるが、娘家族とはケアを中心とした関係、息子家族とは経済的支援関係に、それぞれ比重が偏る）を予想する。

それでは実証的データを用いた先行研究では、世代関係の実態はどうなっているか。そして、その実態をよりうまく説明しうるのはどの理論枠組みか。以下では、先行研究の知見を整理し、現代日本における家族内の高齢者—成人子関係の実態はどう定式化できるかについて仮説を提案する。そしてこの実態を説明するために、どのような理論枠組みが適切かについて検討する。

4.2 居住関係と相互支援関係

まず同居について、西岡八郎による整理をもとにみていこう。65歳以上の高齢者の子どもとの同居、特に既婚子との同居は減少している（1980年の52.5%から、1998年の31.2%へ）。しかし欧米に比べると、既婚子との同居はまだ高水準であるといえる。さらに高齢者の年齢別に同居率を比較すると、1970年時点では年齢による違いは大きくないが、1995年になると75歳未満に比べて75歳以上で同居率が大きく跳ね上がる。また年齢別の同居実現

率（子どもがある人のうち、現実同居している人の割合）においても、1998年のデータによると、75歳以上で同居実現率が高まるという同様の傾向がみられる。このことから、年齢に関わらず同居が減ったということも確かにあるが、同居を開始する年齢（時期）が以前より遅れるようになった（したがって高齢者の中でも75歳以上の同居率はそれより若い層に比べて比較的高く保たれている）ということも忘れてはならない（西岡 2000）。

また現代の同居は、高齢者側の必要からだけでなく、子世代の必要（特に経済的必要）からも行われている。たとえば同居の規定要因をみると、親側のニーズだけではなく、子側のニーズの影響もみられる。親側のニーズとしては、親が高齢であること（西岡 2000；田淵 1998・2006）、親夫婦のどちらか一方が亡くなっていること（西岡 2000；坂本 2006、金・朴・小島 1998；田淵 1998・2006；田淵・中里 2004）、親の所得が低いこと（金・朴・小島 1998）、親の学歴が高くないこと（田淵・中里 2004；田淵 2006；Tsuya and Martin 1992）などが同居を促進する。一方、子側のニーズとしては、子の所得が低いこと（西岡 2000；坂本 2006）、子の学歴が高くないこと（田淵 1998・2006；田淵・中里 2004）、親が戸建て持ち家に住んでいること（田淵・中里 2004；田淵 2006）などが同居を促進する。また、どちらか一方のニーズというより親子双方のニーズに関わるものにして、子が無配偶であることは親との同居を促進し（金・朴・小島 1998；田淵 2006）、親が自営業であることは既婚子との同居を促進する（田淵・中里 2004）（以上については、夫方の親か妻方の親か、男親か女親か、既婚子との同居か未婚子も含む成人子との同居かなどによって、規定要因に多少の違いがあることも付け加えておく）。

次に別居についてみると、近年、別居の中でも30分以上の遠居はむしろ減少しており、30分未満の近居が増加している（西岡 2000）。また別居はしていても、高齢者一成人子の相互支援は盛んに行われている。たとえば西岡（2000）が報告しているデータによると、別居していても2～3割の成人子がさまざまな種類の支援を親に提供している。その中には、金銭的支援より世話的支援の割合のほうが多い。また岩井紀子・保田時男（2008）によって報告されたデータをみると、別居の場合、成人子から親への援助より、親から成人子への援助のほうが多いことが推察される（ただし統計的検定結果は報告されていない）。

以上から現代の高齢者一成人子関係について、確かに同居は減ってきているが、相互支援は盛んに行われているといえる。

4.3 同居・相続からみた父系 vs. 双系

それでは、現代の高齢者一成人子の相互支援関係において、父系優先の慣行はまだ維持

表4 現代日本における家族内高齢者一成人子の支援関係についての先行研究の知見
 (「息子→親」ラインと「娘→親」ラインの比較に注目して)

系譜	
同居	: <u>息子</u> > <u>娘</u> (金・朴・小島 1998) (西岡 2000) (坂本 2006) (施 2008) (田淵 1998) (田淵・中里 2004)
遺産 (遺産・贈与)	: <u>息子</u> > <u>娘</u> (坂本 2006: 受け取り期待について) (浜田 2006)
(住宅)	: <u>息子</u> > <u>娘</u> 、(息子の中では) 同居子 > 別居子 (野口・上村・鬼頭 1989)
(農地など)	: <u>息子</u> > <u>娘</u> 、(息子の中では) 長男 > 次三男 (野口・上村・鬼頭 1989)
(金融資産)	: <u>息子</u> > <u>娘</u> 、(息子の中では) 分割 (野口・上村・鬼頭 1989)
日常的援助	
経済 (親→子)	: 息子 = 娘 (白波瀬 2001: 親の収入に影響される) 娘 > 息子 (岩井・保田 2008)
(子→親)	: <u>夫の親</u> > <u>妻の親</u> (岩井・保田 2008) (白波瀬 2005b: 生活費は女親 > 男親)
世話 (親→子)	: <u>娘</u> > <u>息子</u> (岩井・保田 2008) (西岡 1997: 特に若年コーホート) (施 2008) (白波瀬 2001・2005a: 親の収入に影響されない)
(子→親)	: <u>妻の親</u> > <u>夫の親</u> (白波瀬 2005b: 女親 > 男親) 夫の親 = 妻の親 (岩井・保田 2008)

(注) アンダーラインは「息子→親」ライン優先、太字は「娘→親」ライン優先を示す。

されているのか、それとも双系化が進行しているのか。またひとくちに双系といっても、“性別分業にもとづく双系”と“性別分業のない双系”に分けることができるが(表3を参照)、どちらがより広くみられるのか。これらの点について、日本における先行研究の知見を表4にまとめた。以下では援助の方向について、「親から子」は「親→子」、逆に「子から親」は「子→親」と表記する。

まず同居や遺産の相続についてみよう。英米の研究では、同居については娘との同居が通常のやり方である(Sweetser 1964・1968。またAdams (1970)、三谷 (1972)、Spitze and Logan (1990)によるレビューも参照)。また遺産の相続は、子の性別や出生順位に関わらず均等に行われることが支配的である(Finch and Mason 2000; Izuhara 2004; Rowlingson and McKay 2005; Szydlik 2004)。

これに対して日本での同居や遺産相続の傾向は、英米とは大きく異なる。まず同居についてみると、未婚子がいる場合はその子(性別に関わらず)と同居することが多い(田淵・中里 2004; Tsuya and Martin 1992; 金・朴・小島 1998)。しかし既婚子との同居では、娘より息子と同居する傾向が強く(田淵・中里 2004; 金・朴・小島 1998)、息子の中でも長男と(また娘の夫が次三男で、娘自身は男きょうだいなしの長女である場合には、その娘と)同居する確率が高い(西岡 2000; 坂本 2006; 施 2008; 金・朴・小島 1998; 嶋崎 2009)。このことから同居においては、父系優先の直系家族慣行が根強く残っていると

いえる。

次に遺産についてみると、20代後半～40代の既婚女性を対象にした調査で、贈与・遺産（金融資産・不動産などすべて含む）の受け取り額の平均（受け取っていない人も含めて）をみると、妻の親からの贈与・遺産より、夫の親からのそれのほうがはるかに多い（浜田2006）。また将来における遺産受け取りの期待についても、夫の親からの受け取りを期待する割合のほうが、妻（自分）の親からのそれを期待する割合よりはるかに大きい（坂本2006）。

また遺産を、住宅、住宅以外の不動産（農地・山林など）、金融資産に分けた場合はどうか。これらの中でもっとも重要なのは住宅である（その理由は、農地・山林に比べて住宅を所有する人の割合は多く、また住宅資産の価値は金融資産より高いことが多く、さらに住宅資産は分割されずに相続されることが多いので、まとまった資産が1人の子どものみに集中して移転されるからである）。それでは子どもの中でどの子が住宅を相続することが多いか。野口悠紀雄らは、首都圏に住む55～65歳の男性の遺産受け取り経験（調査時点は1988年）について分析した（この世代の女性で遺産の受け取り経験がある人は非常に少なかったため、女性については分析していない）。その結果、住宅は同居の息子が受け取ることが多い（そして先にみたように、親と同居するのは息子、特に長男が多いことから、結果的に住宅は長男が受け取ることが多いと考えられる）。ちなみに農地・山林など住宅以外の不動産は、同・別居に関わらず長男が受け取ることが多く、遺産に金融資産が含まれている場合は、息子たちの間でより均等に分割される傾向がある（野口・上村・鬼頭1989）。つまり遺産についても「親→息子」という父系にそった流れが中心である。

以上から現代でも、同居や相続といった系譜性を強く連想させることに關しては、父系優先の慣行が維持されているといえる。

4.4 日常的援助からみた父系 vs. 双系

それでは日常的援助についてはどうか。日常的援助は、経済的援助と世話的援助に分けることができる。

英米を中心にした研究によると、世話的援助については1960年代から現在まで一貫して、「親—娘」間での援助の方が「親—息子」間での援助より多いことが報告されている（Henretta, Hill, Li, Soldo, and Wolf, 1997; Horowitz 1985; Shuey and Hardy 2003; Spitze and Logan 1990; Stoller and Earl 1983; Wolf, Freedman, and Soldo 1997。また Adams (1970) や三谷 (1972) によるレビューも参照）。

一方、経済的援助については、1960年代に行われた援助の実態についての調査（フィンランド）によると、（世話的援助は妻方の親との交換が多いうえに）経済的援助も夫方の親と妻方の親で大きな違いはなかった（Sweetser 1968）。より近年の研究で、まず援助の実態についてみると、子→親への援助の研究（アメリカ）では、夫方の親へ援助する人の割合と、妻方の親に援助をする人の割合で大きな違いはない（Shuey and Hardy 2003）。また親→子への援助の研究（アメリカ）でも、子の性別による違いはなく、親は収入の少ない子に援助する傾向がある（McGarry and Schoeni 1997）。次に援助の期待については、成人子からの援助についての親側の期待の研究（イギリス）によると、親たちは、普通に質問された場合は「娘か息子かに関わらず均等に期待する」と答えたが、娘か息子かを選ぶよう強く求められた場合は、経済的援助はどちらかといえば息子により期待すると答える傾向がみられた（Finch and Mason 1991）。したがって欧米においては、世話的援助には性別分業の影響が強くみられるが、経済的援助については近年その影響は弱まったといえる。

それでは日本ではどうか。以下で整理するように、日本では日常的援助において双系化とよぶべき実態がみられる。ただしそれは“性別分業のない双系”ではなく、“性別分業にもとづく双系”である。

1980年代に、別居の親—既婚子の援助を調査した研究（札幌市）によると、「親→子」「子→親」の双方で、経済的援助については「息子—親」ラインが優位、一方、世話的援助については「娘—親」ラインが優位という結果が報告されている。さらにこの研究は、親族関係のこうした非対称性の要因として①近住説、②（親に対する娘の）愛着依存説、③性別役割説（これはさらに、女性の kin-keeper 説と、男女の責任分担説に分けられる）、④嫁姑の葛藤回避説、⑤家規範説を検討し、③性別役割説（特に男女の責任分担説）の説明力が高いことを示唆している（三谷・盛山 1985）。

それではより近年の調査ではどうだろうか。まず経済的援助についてみよう。経済的援助のうち「親→子」の援助については、分析対象となる成人子の範囲をどのように設定したかによって知見が異なる。「既・未婚、同・別居を問わず成人子」を対象とした研究では、これらをコントロールした場合、経済的援助の有無やその程度には息子と娘で有意な差はない（白波瀬 2001）。一方「既婚、別居の成人子」に範囲を限定した研究では、妻方の親からの援助頻度のほうが、夫方の親からの援助頻度より有意に多い（岩井・保田 2008）。

次に経済的援助の中の「子→親」の援助については、既婚子を対象にした2つの研究で、夫方の親への援助のほうが、妻方の親への援助より多いことが報告されている（分析対象

は岩井・保田（2008）では別居の成人子、白波瀬（2005b）では同・別居を含むが親との距離をコントロール済みという形で分析されている）。つまり経済的援助において、特に「子→親」の援助は、「娘→親」ラインより「息子→親」ラインのほうが多いという傾向がみられる⁷⁾。

それに対して世話的援助においては、「親→子」の場合も「子→親」の場合も、「娘→親」という母系ラインでの援助の方が、「息子→親」という父系ラインでの援助より多い（岩井・保田 2008；西岡 1997；施 2008；白波瀬 2005a・2005b）。

さらに介護（世話的援助と親和性が高い）においても、近年「娘→親」という母系ラインが強まる傾向が報告されている（大久保 2004）。子世代の既婚女性を対象とした分析によると、確かに介護経験率（介護した経験のある人の割合）においては、妻方の親の介護より、夫方の親の介護のほうが高いが、コーホートで比較すると、若いコーホートほど妻方の親の介護経験率が高まっている（菊澤 2007）。さらに介護経験の規定要因をみると、親との同居は介護への関与を促進する。ただし同居が介護を促進する効果は、夫方の親については若いコーホートで弱まっているのに対し、妻方の親については若いコーホートでも弱まる傾向はみられない（菊澤 2007）。

また親と別居している場合は、夫方・妻方で「主たる介護者」になる割合の差は小さく、（主たる介護者を）「手伝った」割合はむしろ妻方の方が多い（小山 2001）。さらに親と別居している場合、夫方の親の介護に関与するかどうかはさまざまな要因に左右される（たとえば義親が単身・母・高齢だと介護関与が促進され、夫に兄がいたり、妻（自分）がフルタイム就労だと介護関与は抑制される）。しかし妻方の親の介護に影響を与える要因は少なく、また妻方の親の介護は、遠距離でも行われる（小山 2001）。つまり娘による介護は（手伝いを含めると）、状況に左右されずに行われる傾向がある。

さらに「介護」と「相続」の関係を直接分析した研究も、「介護」と「相続」が異なるラインによって行われていることを示唆している。まず直井道子ら（直井・小林・Liang 2006）は、1999年に行われた全国調査のデータから、60歳以降に夫と死別した、2人以上の子がいる女性について、子が夫の遺産を相続したか否かと、子が残された妻の世話的・情緒的援助をどの程度しているかの関係を分析した。その結果、相続と援助は関連しないことがわかった（つまり、子が財産を相続したからといって、その子が残された母により多く援

7) さらに興味深いのは、既婚の娘がフルタイムで就労している場合は、それ以外の場合より、経済的援助が妻方の親に対してより多く行われるという報告である（岩井・保田 2008；白波瀬 2005b）。この知見は、「子→親」の経済的援助において、夫方の親と妻方の親のどちらが優先されるかには、子夫婦の性別分業（特に娘の経済力）が影響することを示唆する。

助を与えるということはない)。分析によると「相続を受けた子が、残された母に援助している」というパターンにあてはまるのは、分析対象の2～3割と少数派であり、「相続を受けた子とは別の子が援助している」「そもそも相続はなかったが、子は残された母に援助している」というパターンが合わせて5割前後でむしろこちらの方が多い。

また同じデータを用いて小林江里香ら（小林・Liang 2007）は、子どもへの不動産や金銭（100万円程度）の譲渡と、介護期待や実際の世話的援助との関係を分析している。その結果によると、金銭を譲渡したことは、その子に対する介護期待を高めることはなく、またその子からより多くの世話的援助を受けるということもない。一方、不動産を譲渡したことは、その子に対する介護期待を高めるが、その子から受ける実際の世話的援助を増やすことはない。さらに、介護期待に対する不動産譲渡の効果は、他の要因に比べるとずっと小さい（たとえば、その子が娘である、長子である、残された親と同居しているといったことのほうが、その子に対する介護期待をはるかに高める)⁸⁾。

ただし村上あかね（2006）は、2005年における26～46歳の女性のデータを分析し、上記の知見とは異なる結果を報告している。これによると、女性に限るならば、自分の親から遺産を相続するだろうという期待が高いことは、その女性が自分の親を援助しようという意識を高める傾向がある。

これらの研究は現代日本において、「介護」と「相続」は異なるラインによって行われていること、しかし娘が相続する場合に限っては、両者が同じラインで交換されている可能性があることを示唆している。ただし娘による相続はどちらかといえば限られた場合といってよい。なぜなら先に述べたように、相続（特に不動産の相続、そしてそれを強く規定する同居）は、「親→息子（特に長男）」というラインにそって行われることが多いからである。

4.5 “日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”の並存

以上から、近年の実証研究によると、同居・遺産といった系譜を連想させることについては、「息子一親」という“父系”が優先される。一方、日常的援助は“性別分業にもとづく双系”（つまり経済的援助は「息子一親」という父系、世話的援助は「娘一親」という母系）にしたがって行われているといえよう。

8) ちなみにアメリカの研究では、子が親から経済面での援助を過去に受けたことが、その子による親の介護を促進するかについて、促進する（しかもその効果は、子の性別が女性（娘）であることの効果に近いほどに強い）という報告（Henretta, Hill, Li, Soldo, and Wolf 1997）と、促進しないという報告（McGarry and Schoeni 1997。）がある。

このことから、現代日本における家族内高齢者一成人子関係は、「日常的援助における性別分業にもとづく双系」と“系譜における父系”の並存」と定式化することができるのではないかと。そして、こうした世代関係を説明する理論枠組みとして、政策・制度論（男性稼ぎ主型の政策・制度の影響を重視）が有効であり、また文化的規範論（父系優先慣行の影響を重視）も、父系の残存（系譜を想起させる同居や相続において）を説明できる点で一定の有効性をもつといえよう（表3を参照）。

5. 「男性稼ぎ主」型の政策・制度と世代関係

それでは、“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”という一見、相反する世代関係がどのように「並存」して維持されているのか。また男性稼ぎ主型の政策・制度は、両者の「並存」をどう支えているのか。

まず、男性稼ぎ主型の政策・制度のもとで、“日常的援助における性別分業にもとづく双系”という世代関係が促進されるメカニズムについて考えよう。男性稼ぎ主型の政策・制度のもとでは、男性は稼ぎ主、女性はケアラーとしての役割を取る方向にインセンティブが働く。さらに男性の稼ぎ主としての地位は、職業からの引退後も、公的年金を通じて生涯にわたって公的に支えられる（大和 2008）。したがって高齢者の多くは、子世代から経済的に自立することが可能であり、むしろ高齢の親が子ども家族を経済的に支援することも多くみられる（日本経済新聞 2010）。つまり「親が子を養う」という「親一未成年子」のライフ・ステージの世代関係が、「高齢の親一成人子」というライフ・ステージにまで引き延ばされることになり、「高齢期まで引き延ばされた“親一未成年子”関係」ともよぶべき世代関係が出現する。したがって高齢者一成人子の援助のありかたも、「親一成人子」から連想される父系・直系家族（家）モデルでの性別分業より、「親一未成年子」から連想される核家族モデルでの性別分業に影響される。つまり世話的支援については、「嫁一親」ではなく「娘一親」の間でやり取りされることが多く、経済的支援については「息子一親」の間でやりとりされることが多い⁹⁾。

次に、男性稼ぎ主型の政策・制度のもとで、“性別分業にもとづく双系”と“父系”という異なる原理にもとづく世代関係が、どのようにして並存しているかについて考察しよう。

9) ただし表4に示したように、経済的支援のうち、「子→親」方向の支援ではたしかに「息子一親」ラインが優先されるが、「親→子」方向への支援では（特に別居の場合）、「息子一親」と「娘一親」ラインの差はより小さく一貫していない。これはまさに、「親一未成年子」というライフ・ステージでの経済的親子関係（息子・娘に大きな差をつけることなく、あるいは場合によっては息子より、経済力が弱い娘を優先して、親が養う）が、高齢期にまで延長されたもの、として説明できるかもしれない。

利谷信義（1987・1991）は、民法・戸籍法などに表れた法的家族像について考察し、現行（戦後）民法には、「近代小家族（性別分業にもとづく）」と「家」という2つの法的家族像が並存していると論じた。「近代小家族」という法的家族像は“性別分業にもとづく双系”という世代関係と関連し、「家」は“父系”と関連している。利谷はこの両者の並存状態を「矛盾」「夾雑物」（利谷 1987）と表現し、2つの家族像の緊張関係により関心をよせた。

しかしながら、第2次大戦後から21世紀初頭の今日まで、長期にわたって両者の並存が維持されているということは、両者が調和的あるいは相互補強的に並存しているという側面もあるのではないか。以下ではそのメカニズムについて考えよう。まず男性稼ぎ主型の政策・制度のもとで、男性は稼ぎ主、女性はケアラーとしての役割を取る方向にインセンティブが働く。その結果、日常的援助については、経済的支援は「息子-親」ラインで、一方、世話的支援は「娘-親」ラインで交換されることが多くなる。つまり“日常的援助における性別分業にもとづく双系”という世代関係が出現しやすい。

一方、系譜においては、息子は「稼ぎ手」であることが多いので、自分の生殖家族の「世帯主」の位置を占めることが多い。そして「世帯主」であることは容易に、息子が「継承者」であることに結びつく。「継承者」は親と同居しやすく、不動産などを相続しやすい。一方、娘はケアラーであると同時に、自分の生殖家族においても「被扶養者」であることが多いので、「世帯主」とはなりにくい。そして「世帯主」でない娘は、「継承者」とはみなされにくいいため、同居や不動産の相続とは結びつきにくい。こうして“系譜における父系”という世代関係が出現しやすい。

以上のように、男性稼ぎ主型の政策・制度のもとで、“日常的援助における性別分業にもとづく双系”と“系譜における父系”という異なる原理は、相互の矛盾をあまり表面化させることなく並存してきたといえる¹⁰⁾。

6. 要約と課題

本稿では先行研究のレビューを通じて、現代日本の家族内高齢者-成人子関係について以下のような仮説を提案した。第1に、世代関係のあり方を説明するための理論枠組みとして、「近代化論」「文化的規範論」「人口学的要因論」に加えて、「政策・制度論」が有効

10) 以上のような「稼ぎ主」＝「世帯主」＝「継承者」という結びつきを象徴的に可視化するものの1つとして、姓があると考えられる。現行民法が夫婦別姓を禁じているために、男性稼ぎ主型のもとでは、息子は「稼ぎ主」＝「世帯主」＝「結婚前の姓を名のる＝親の姓を継ぐ」＝「継承者」としてイメージされやすい。それに対して既婚の娘は「稼ぎ主でない」＝「世帯主でない」＝「結婚前の姓を名のらない＝親の姓を継がない」＝「継承者でない」とイメージされやすいと考えられる。現行民法が夫婦別姓を禁じていることは、「性別分業にもとづく双系」と“系譜における父系”の並存を背後で支える効果があるかもしれない。

である。第2に、現代日本における政策・制度は「男性稼ぎ主」型と特徴づけることができる。第3に、現代日本における家族内高齢者一成人子関係は、「日常的援助における性別分業にもとづく双系」と“系譜における父系”の並存」としてとらえられる。男性稼ぎ主型の政策・制度はこのような世代関係のあり方と適合的である。

今後の研究課題としては、以下のような課題があげられる。第1に、現代日本において「日常的援助における性別分業にもとづく双系」と“系譜における父系”の並存」という世代関係があることを、実証的データによって再確認することである。

第2に、このような2つの異なる原理を、現実の世代関係において、人々はどうのように調整しているかを明らかにすることである。本研究では前節で、男性稼ぎ主型の政策・制度のもとでの、2つの原理の適合性を強調した。しかし2つの原理が葛藤を起こす場面もあると考えられる。たとえば、高齢の親に対する長期の介護が必要になった場合を考えよう。もし“父系”という原理だけならば、介護は息子夫婦（実際にはおもに嫁）が行い、資産はその息子夫婦に重点的に（あるいは排他的に）譲るということになる。また“性別分業にもとづく双系”という原理だけならば、介護は娘が担い、そのために娘と同居し、資産はその娘に重点的に（あるいは排他的に）譲るということになる。このように“父系”あるいは“性別分業にもとづく双系”のどちらか一方の原理にしたがうならば、介護を担った子（あるいは子夫婦）に対し、親の資産で物質的に報いることができる。

それに対して、「日常的援助における性別分業にもとづく双系」と“系譜における父系”が並存する場合、介護は（核家族モデルの性別分業に影響されて）娘に期待する一方、資産の相続は（系譜における父系に影響されて）息子により多くとえてしまう、といったことはないのだろうか。このような場合、人々は2つの原理をどのように調整しているのか。もし娘が介護を担う場合、その娘にどのような形で報いることを考えているのか（あるいは考えていないのか）。こうした点について、地理的距離、子世代のきょうだい構成や婚姻状態、子夫婦の性別分業のあり方などを考慮に入れて、明らかにすることが必要である。

最後に第3として、先に第2で指摘したような双系原理と父系原理の葛藤が生じている場合、男性稼ぎ主型の政策・制度は、家族内における世代間の相互支援関係を促進しているのか、あるいは阻害しているのか。もし後者であるとすればどのような政策・制度が望まれるのか。こうした検討も重要である。

補論. 現代日本の政策・制度——「男性稼ぎ主」型生活保障システム

補-1 エスピン・アンデルセンの類型論とフェミニストからの批判

(1) エスピン・アンデルセンの初期3類型

この補論では福祉国家の類型論を検討することを通じて、現代日本の政策・制度はどのような特徴をもっているかについてより詳しく論じたい。

福祉国家の類型論に大きな影響を与えたのは、エスピン・アンデルセン (Gøsta Esping-Andersen) である。エスピン・アンデルセンは1990年の著作 (Esping-Andersen 1990=2001) で、国家による福祉供給と労働市場との関係に注目し、「脱商品化」(decommodification) 指標と「階層化」(stratification) 指標を用いて、資本主義体制における福祉国家を「自由主義」「社会民主主義」「保守主義」という3つの「福祉国家レジーム」に分類した (以下「初期3類型」とよぼう)。

この類型によると、「自由主義」レジームの例はアメリカ・イギリス・オーストラリアなどであり、脱商品化の程度は低く、階層化の程度は高い (つまり福祉供給における国家の役割は最小限にとどめられ、各人の福祉水準は労働市場での階層的位置によって決定される)。次に、「社会民主主義」レジームの例は北欧諸国であり、脱商品化は高レベルで、階層化の程度は低い (つまり国家による福祉供給の水準は高く、各人の福祉水準が労働市場での階層的位置によって影響される度合いが低い)。最後に、「保守主義」レジームの例はドイツ・フランスなど大陸西欧諸国であり、脱商品化は中程度であるが、階層化の程度は高い (つまり国家による福祉供給の水準はある程度高いが、各人の福祉水準は労働市場での階層的位置によって決まるため再分配は少ない)。

(2) フェミニストからの批判

エスピン・アンデルセンの研究は、福祉国家をそれ以前のように「遅れた／進んだ」と単線的にとらえることから人々を解き放ち、福祉国家の発展を複線的にとらえ、その多様性を認識するといった思考への道を開いた (Kilkey 2001=2005)。

しかし同時にさまざまな批判を引き起こした。その1つがフェミニストからの以下のような批判である¹¹⁾。第1に、アンデルセンの類型化は、「市場」と「国家」の関係に視野を

11) これ以外の批判として、第1に、アンデルセンによる3つの類型は不十分であり、4つめ (あるいはそれ以上) の類型を提案するもの (たとえば「東アジア型」、「南欧型」、自由主義型を労働運動の影響が強い／弱いをもとにさらに2つに分ける、など) がある。第2に、アンデルセンの類型では福祉供給の主体としてNPOなど第3セクターが考慮されていないといった批判もある。これらについては大沢 (2007) を参照。

限定しており、もう1つの重要な福祉供給源である「家族」を分析に含めていない。そしてこれと関連するが、福祉の中で所得保障（これはおもに男性の性役割である）を重視し、ケアの供給（これはおもに女性の性役割である）については重視していない。第2に、アンデルセンの類型化は「脱商品化」を要としているが、これによってうまく分類可能なのは「男性」の状況である（つまり労働力が商品化されるがままに放置されているか、それとも脱商品化が進んでいるかという分類が意味を持つのは、労働力を商品化する＝雇用労働につくことが通常の状態とみなされるカテゴリー、つまり男性である）。それに対して女性の多くは、家庭責任を課せられているため、自分の労働力をそもそも「商品化」できるような状況に置かれていない。つまりアンデルセンの類型化は、「脱商品化」「階層化」といった一見ジェンダー中立的な概念を用いているが、こうした概念そのものが男性の状況を暗黙の前提にしてつくり出されたものである。したがって彼の類型化においては、女性（そして家族やケア）は、（現実の福祉水準に決定的な影響を与えるにもかかわらず）考慮されていない（Lewis 1992；Orloff 1993；Sainsbury 1994）。

このような問題点の克服をめざして、フェミニストから提案されたオルタナティブな類型論として、次のようなものがある。まずオーロフ（Ann Shola Orloff）は次のような4次元によって類型化を行うことを提案している。第1の次元は（国家・市場の2者関係ではなく）、国家・市場・家族の3者関係がどのようなものであるかである（これは福祉の供給源として、家族と、女性の無償労働を分析に加えることを意味する）。第2の次元は、福祉資格によってつくられるジェンダー階層がどのようなものであるか（たとえば「労働者＝高水準のベネフィットが得られる福祉資格」「妻・母といった家庭でのケアラー＝低水準のベネフィットしか得られない福祉資格」といった階層化があるかなど）。第3の次元は、脱商品化に代えて、そもそも有償労働へのアクセスがどの程度保障されているかというものである。最後に第4の次元は、自立的な世帯を形成・維持する能力（つまり市場・結婚への依存から自立できる能力）がどの程度保証されているかである（Orloff 1993）。

またルイス（Jane Lewis）は、男性稼ぎ主モデルを起点にして、オルタナティブな類型を作ることを試みている。彼女は、女性が社会保障システムでどのように扱われているか、社会サービスの供給レベル（特に育児）はどの程度か、既婚女性の労働市場での位置づけはどのようなものに注目し、「強い男性稼ぎ手」（the strong male-breadwinner）、「中程度の男性稼ぎ手」（the moderate male-breadwinner）、「弱い男性稼ぎ手（あるいは2人稼ぎ手）」（the weak male-breadwinner or the dual bread winner）という3つのモデルを作った（Lewis 1992）。

(3) エスピン・アンデルセンの新3類型

以上のようなフェミニストからの批判に対応して、エスピン・アンデルセンは1999年の著作(1999=2000)では、「脱家族化」という概念を新たに導入し、福祉供給における「国家」「市場」そして「家族」という3者の比重をもとに、「福祉レジーム」の3類型を提案した(以下「新3類型」とよぼう)。「福祉レジーム」の新3類型とは、福祉供給において市場の比重が高い「自由主義」、国家の比重が高い「社会民主主義」、そして家族の比重が相対的に高く、その家族を国家福祉が支える「保守主義」(あるいは家族主義)の3つである。

補-2 日本の政策・制度をとらえるための類型論

(1) アンデルセンの類型論を日本に適用することの難点

しかしながら日本の政策・制度は、アンデルセンの類型論(初期3類型と新3類型の両方)ではうまくとらえることができない。第1に、日本はどの類型にもうまく収まらない。まず初期3類型を用いると、日本は1つの類型には収まらず、複数の類型の折衷としてしか位置づけられない。たとえばアンデルセン自身は日本の福祉システムを「自由主義(中略)と保守主義(中略)双方の要素を均等に組み合わせている」ととらえている(Esping-Andersen 1990=2001の日本語版への序文:宮本 2003)。また大沢真理は、アンデルセンが用いた日本の「脱商品化」指標の数値には誤りがあるため、実際の日本は、「脱商品化」が低レベルの自由主義レジームに含まれ、部分的に保守主義の要素もあわせもつ、と位置づける(大沢 1996)。

また新3類型(福祉供給における「国家/市場/家族」の比重による分類)を用いても、日本はどの類型にもうまく収まらない。その理由を宮本太郎(1997)は以下のように説明する。日本の生活保障制度の特徴は、性別分業にもとづき「企業による福祉と、家族による福祉が強固に補強しあう」、つまり企業は雇用維持を通じて男性世帯主に対して所得保障を行い、その男性世帯主に養われる女性が家族に対するケアを私的に担う、というものである。しかしこのようなあり方は欧米ではみられず、欧米では、企業ではなく「国家による福祉と、家族による福祉が補強しあう」という形をとる(これについては後で詳しくみる)。したがって「企業による福祉と、家族による福祉が強固に補強しあう」という日本のあり方は、欧米の実態をもとに作られたアンデルセンの3類型にはない。

第2に、アンデルセンの類型は、労働力が市場で「売れなかった」(失業した)場合に、所得などを国家がどの程度「再分配」するかという福祉政策(労働力をどの程度「脱商品

化」するか)に注目した分類である。それに対して日本の政策・制度で重要な位置を占めるのは、労働力（特に男性世帯主の労働力）を「売れる」ようにする（失業が生じないようにする）ための労働市場政策（「再分配」ではなく「第一次的分配」のための政策）である。つまり日本では、労働市場政策（労働力が売れるようにするための政策）が、福祉政策（売れなかった場合に対処する政策）を代替してきたといえる（宮本 1997）。したがって、アンデルセンの類型（福祉政策をもとに類型化が行われ、しかも、その類型と労働市場政策との関連があいまいにされている）では、日本の特徴をうまくとらえることができない。

(2) 「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型

以上のような考察にもとづき大沢真理（2007）は、日本の特徴をうまく浮き上がらせ、他の福祉国家との比較が可能になるような類型として、「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型という3類型を提案する。

先にみたように、日本の生活保障システムの軸になっているのは、「男が稼ぎ、妻がケアする」というジェンダー関係である。したがってこの類型の要は、どのようなジェンダー関係を想定して生活保障システムが組み立てられているかである。また大沢は日本の政策・制度の特徴として、先に述べたように、狭義の「社会保障」（労働力が売れなかった場合の対処、すなわち年金や失業手当・家族手当などの公的所得移転や、育児・介護・医療などの公的サービス）だけでなく、労働市場政策（労働力が売れるようにするための政策、特に男性稼ぎ主の雇用維持のための労働市場規制）が重要な位置を占めるという点を重視する。そのために、「社会保障」ではなく「生活保障」という用語を用いている。

大沢による3類型を簡単に説明しよう。1つめの類型である「男性稼ぎ主」型とは、「男の労働を公的に支える」ことを要にした生活保障システムである（典型は日本だが、大陸西欧諸国も含まれる）。男性稼ぎ主は、国家による労働市場規制、それを通じた企業による雇用維持や正規雇用者に対する企業福祉、また雇用が維持できない時のための社会保険によって、支えられる。一方、ケアは家族（＝女性）の私的責任とされる。したがって国家による所得再分配（国家が稼ぎ主の役割りを一部代替する）や社会サービス（国家が家族内ケアラーの役割りを一部代替する）は残余主義的である。

次に「両立支援」型とは「男・女の労働・ケアを公的に支える」ことを要にしたシステムである（例は北欧諸国）。労働市場規制も、雇用が維持できないときの所得保障も、また家族支援も男・女を対象に、ジェンダー間の均等原則のもとに行われ、国家の比重が高い。

税や社会保障は世帯ではなく個人を単位としている。

最後に「市場志向」型とは、福祉は市場（企業）にゆだねられ、男・女、労働・ケアのいずれに対しても「公的支援は最小限」という考え方にもとづくシステムである（例はアングロ・サクソン諸国）。この類型のもとでは、企業が自社にとって価値ある労働者に対しては、かなり手厚い福祉で支えることもある。

(3) 「男性稼ぎ主」型における日本と大陸西欧諸国とのちがい

日本と大陸西欧諸国はともに「男性稼ぎ主」型であるが、男性稼ぎ主やその家族を支える際の「国家」と「市場」の比重において、両者の間には大きな違いがある。第1に、男性稼ぎ主を支える方法に注目すると、大陸ヨーロッパ諸国では、脱商品化の程度が高く、（失業手当など）公的所得保障を通じて、生活水準を大きく落とすことなく市場から一時的に退出する自由を、男性稼ぎ主に与えている（つまり労働力が売れなかった場合の対応がある程度手厚い）。それに対して日本では、脱商品化の程度が低く、男性稼ぎ主が、生活水準を落とすことなく市場から一時的に退出することは難しい。むしろ日本では先に論じたように、公共事業、企業に対する雇用補助金、中小企業の保護政策などによって雇用を維持し、あくまでも労働市場に参加させ続けること（つまり労働力を売れるようにし続けること）を通じて、男性稼ぎ主を支えることに重点が置かれる。つまり男性稼ぎ主を支えるための国家による公的資金が、大陸西欧諸国では労働者個人に直接支払われる程度が高いのに対し、日本では企業に支払われる程度が高い。言い換えると、「国家」による男性稼ぎ主の支援は、大陸西欧諸国では直接的なものだが、日本では「市場」を経由した間接的なものの比重が高い。

第2に、家族に注目すると、一般に男性稼ぎ主型においては、男性が家族を経済的に扶養し、ケアは家族内で提供されるというモデルのもと、ケアを提供する主体として「家族」が重視され、家族を支える仕組みが用意されている。その仕組みとして、大陸西欧諸国では、国家から家族内ケア提供者に直接支払われる家族手当がある程度発達している（阿部 2008；Kilkey 2001=2005）。それに対して日本では、家族手当はあまり発達しておらず、その代わりに、（大企業を中心に）企業による扶養手当が男性稼ぎ主に支払われることが多い。つまり家族を支えるための手当だが、大陸西欧諸国では、国家によってケア提供者（おもに母親）に支払われるのに対し、日本では、企業（特に大企業）によって男性稼ぎ主に支払われる比重が高い。

以上の2点をまとめると、男性稼ぎ主やその家族を誰が支えるかについて、大陸西欧諸

国では、国家がそれらを直接支える程度が高いが、日本では、企業（市場）がそれらを支える程度が高い（そして日本の国家は、直接的には、家族でなく企業を支える）。言い換えると、同じく「男性稼ぎ主」型であっても、男性稼ぎ主の生活が市場にゆだねられる（商品化される）傾向は、大陸西欧諸国より日本の方が強いし、家族の生活が男性稼ぎ主と家族内ケアラーにゆだねられる（結婚への依存）傾向も、大陸西欧諸国より日本の方が強い。つまり生活保障のため「男は稼ぎ、女はケアする」という役割を、公的支援より市場や親族に依存して遂行することがより強く求められるのは、日本のシステムだといえる。

謝辞

本研究は、文部科学省の科学研究費〔基盤研究(C)、課題番号：19530481、研究代表者：大和礼子（関西大学）〕から助成を受けて行った研究の成果である。

参考文献

- 阿部彩, 2008, 「子どもの貧困—日本の不平等を考える」岩波新書.
- Adams, Bert N., 1970, "Isolation, function, and beyond: American kinship in the 1960's," *Journal of Marriage and the Family* 32(4), 575-597.
- Attias-Donfut, Claudine and Sara Arber, 1999, "Equity and solidarity across the generations," in Sara Arber and Claudine Attias-Donfut (eds.), 1999, *The Myth of Generational Conflict: The Family and State in Ageing Societies*, London: Routledge, 1-21.
- Bengston, Vern L., 1993, "Is the 'contract across generations' changing? Effects of population aging on obligations and expectations across age groups," in Vern L. Bengston and W. Andrew Achenbaum (eds.), *The Changing Contract across Generations*, New York: Aldine de Gruyter, 3-23.
- Bengston, Vern L., 2001, "Beyond the nuclear family: The increasing importance of multigenerational bonds," *Journal of Marriage and Family* 63(1), 1-16.
- Burgess, Ernest W., 1960, "Aging in western culture," in Ernest W. Burgess (ed.), *Aging in Western Societies*, Chicago: University of Chicago Press, 3-28.
- Connidis, Ingrid Arnet and Julie Ann McMullin, 2002, "Sociological ambivalence and family ties: A critical perspective," *Journal of Marriage and Family* 64(3), 558-567.
- Cowgill, Donald O., 1972, "A theory of aging in cross-cultural perspective," in Donald O. Cowgill and Lowell D. Holmes (eds.), *Aging and Modernization*, New York: Appleton-Century-Crofts, 1-13.
- Esping-Andersen, Gosta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. (= 2001, 岡沢恵美・宮本太郎監訳「福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態」ミネルヴァ書房.)
- Esping-Andersen, Gosta, 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford and New York: Oxford University Press. (= 2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学」桜井書店.)

- Finch, Janet and Jennifer Mason, 1991, "Obligations of kinship in contemporary Britain: is there normative agreement?" *British Journal of Sociology* 42(3), 345-367.
- Finch, Janet and Jennifer Mason, 2000, *Passing on: Kinship and Inheritance in England*, London and New York: Routledge.
- 船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房.
- Goode, William J., 1963, *World Revolution and Family Patterns*, New York: Free Press of Glencoe.
- 浜田浩児, 2006, 「贈与・遺産格差の計測 — 所得格差と比較した動向」『季刊家計経済研究』72, 6-11.
- 原田尚, 1973, 「家族形態の変動と老人同居扶養」『社会学評論』29(1), 50-66. (原田尚, 1987, 「家族形態の変動」, 望月嵩・目黒依子・石原邦雄編『リーディングス 日本の社会学 4 現代家族』東京大学出版会, 19-33に一部所収.)
- Henretta, John C., Martha S. Hill, Wei Li, Beth J. Soldo, and Douglas A. Wolf, 1997, "Selection of children to provide care: The effect of earlier parental transfers," *The Journal of Gerontology: Psychological Sciences and Social Sciences: Series B*, 52B (Special Issue), 110-119.
- Horowitz, Amy, 1985, "Sons and daughters as care-givers to older parents: Differences in role performance and consequences," *The Gerontologist* 25(6), 612-617.
- 伊藤達也, 1994, 「わたしの日本人口変動論」『生活の中の人口学』古今書院, 187-212.
- 岩井紀子・保田時男, 2008, 「世代間援助における夫側と妻側のバランスについての分析 — 世代間関係の双系化論に対する実証的アプローチ」『家族社会学研究』20(2), 34-47.
- Izuhara, Misa, 2004, "Negotiating family support? The 'generational contract' between long-term care and inheritance," *Journal of Social Policy* 33(4), 649-665.
- 菊澤佐江子, 2007, 「女性の介護 — ライフコース視点からの考察」『福祉社会学研究』4, 99-119.
- Kilkey, Majella, 2001, *Lone Mothers between Paid Work and Care*, Ashgate. (= 2005, 渡辺千壽子監訳『雇用労働とケアのはざままで — 20カ国母子ひとり親政策の国際比較』ミネルヴァ書房).
- 金益基・朴京淑・小島宏, 1998, 「現代の韓国と日本における老親の地理的ネットワーク」『人口問題研究』54(4), 63-84.
- 木村陽子, 2003a, 「社会保障制度の充実が高齢者世帯と一般世帯の所得格差に及ぼす影響を与えたのか(1956年-98年) — 『国民生活基礎調査』を基にして(1)」『季刊家計経済研究』57, 56-65.
- 木村陽子, 2003b, 「社会保障制度の充実が高齢者世帯と一般世帯の所得格差に及ぼす影響を与えたのか(1956年-98年) — 『国民生活基礎調査』を基にして(2)」『季刊家計経済研究』58, 55-63.
- 小林江里香・Jersey Liang, 2007, 「子どもへの資産提供と老親介護 — 後期高齢者の全国調査の分析より」『季刊家計経済研究』74, 13-24.
- 駒村康平, 2003, 『年金はどうなる — 家族と雇用が変わる時代』岩波書店.
- 小山泰代, 2001, 「世帯内外の老親介護における妻の役割と介護負担」『人口問題研究』57(2), 19-35, 国立社会保障人口問題研究所.
- Laslett, Peter, 2000 [1983], *The World We Have Lost: Further Explored (3rd ed.)*, London: Routledge. (= 1986, 川北稔ほか訳『われら失いし世界 — 近代イギリス社会史』三嶺書房.)
- Lewis, Jane, 1992, "Gender and the development of welfare regimes," *Journal of European Social Policy* 2(3), 159-173.
- Litwak, Eugene, 1960, "Geographic mobility and extended family cohesion," in *American Sociological Review* 25(3), 385-394.
- Litwak, Eugene, 1965, "Extended kin relations in an industrial democratic society," in Ethel Shanas and Gordon F. Streib (eds.), *Social Structure and the Family: Generational Relations*, Englewood Cliffs,

- N.J.: Prentice-Hall, 290-323.
- Lüscher, Kurt and Karl Pilemer, 1998, "Intergenerational ambivalence: A new approach to the study of parents-child relations in later life," *Journal of Marriage and Family* 60(2), 413-425.
- Lye, Diane N., 1996, "Adult child-parent relationships," *Annual Review of Sociology* 22, 79-102.
- MacFarlane, Alan, 1978, *The Origins of English Individualism: The Family, Property and Social Transition*, Oxford: Basil Blackwell. (= 1990, 酒田利夫訳「イギリス個人主義の起源——家族・財産・社会変化」リプロポート.)
- McGarry, Kathleen and Robert F. Schoeni, 1997, "Transfer behavior within the family: Results from the asset and health dynamics study," *The Journal of Gerontology: Psychological Sciences and Social Sciences: Series B, 52B* (Special Issue), 82-92.
- 牧寛久・原田泰, 1993, 「高齢化とストック社会」, 高山憲之・原田泰編著「高齢化の中の金融と貯蓄」日本評論社, 123-133.
- Marshall, Victor W., Sarah H. Matthews, and Carolyn J. Rosenthal, 1993, "Elusiveness of family life: A challenge for the sociology of aging," in George L. Maddox and M. Powell Lawton (eds.), *Annual Review of Gerontology and Geriatrics vol. 13*, NY: Springer, 39-72
- 松成恵, 1991, 「戦後日本の家族意識の変化」『家族社会学研究』3: 85-97.
- 三谷鉄夫, 1972, 「家族間結合関係における非対称性について」『北海道大学 文学部紀要』20(1) (通巻30号), 1-30.
- 三谷鉄夫・盛山和夫, 1985, 「都市家族の世代間関係における非対称性の問題」『社会学評論』36(3), 335-349.
- 光吉利之, 1986, 「異居親子家族における「家」の変容——親家族と「あとつぎ」家族」『社会学雑誌』3, 神戸大学社会学研究会, 36-55.
- 宮島洋, 1992, 「高齢化時代の社会経済学——家族・企業・政府」岩波書店.
- 宮本太郎, 1997, 「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ』法律文化社, 12-43.
- 宮本太郎, 2003, 「福祉レジーム論の展開と課題——エスピン・アンデルセンを越えて?」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房, 11-41.
- 森岡清美, 1976, 「社会学からの接近」, 森岡清美・山根常男編『家と現代家族』培風館, 2-22.
- 森岡清美, 1980, 「戦後の家族構成の変化と家意識の崩壊」『歴史公論』6(1): 122-127.
- 森岡清美・望月嵩, 1993 [1983], 『新しい家族社会学』(三訂版) 培風館.
- 村上あかね, 2006, 「相続期待と援助意向、家計から見た世代間関係」『季刊家計経済研究』72, 12-20.
- Murdock, George Peter, 1949, *Social Structure*, New York: Macmillan. (= 1978, 内藤莞爾監訳『社会構造——核家族の社会人類学』新泉社.)
- 直井道子・小林江里香・Liang Jersey, 2006, 「子どもからのサポートと遺産相続——夫と死別した女性高齢者の場合」『老年社会学』28(1), 21-28.
- 那須宗一, 1970, 「序説 老人扶養研究の現代的意義」, 那須宗一・増田光吉編『老人扶養の研究』垣内出版, 1-17.
- 那須宗一, 1972, 「現代社会と老人の家族変動」, 那須宗一・増田光吉編『講座 日本の老人 第3巻 老人と家族の社会学』垣内出版, 1-42.
- 那須宗一, 1983 [1967], 「老人と家族」, 森岡清美編『家族社会学 (新版)』有斐閣, 117-135.
- 日本経済新聞, 2010, 「高齢者へ経済的虐待3800件——収入源で家族が年金に依存」『日本経済新聞』(夕刊) 2010年6月14日.

- 西岡八郎, 1997, 「家族機能の変化」, 阿藤誠・兼清弘之編『人口変動と家族』大明堂, 25-45.
- 西岡八郎, 2000, 「日本における成人子と親との関係——成人子と老親の居住関係を中心に」『人口問題研究』56(3), 34-55.
- 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子, 1989, 「相続による世代間資産移転の構造——首都圏における実態調査結果」『季刊社会保障研究』25(2), 136-144.
- 落合恵美子, 2004 [1994], 「21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた」(第3版)有斐閣.
- Ogburn, William F., with the assistance of Clark Tibbitts, 1933, "The family and its functions," in *Recent Social Trends in the United States: Reports of the President's Research Committee on Social Trends 1*, 661-708, New York: McGraw-Hill Book Co.
- 大久保孝治, 2004, 「介護経験の『双系化』」, 渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容——全国家族調査 [NFRJ98] による計量分析』東京大学出版会, 159-172.
- Orloff, Ann Shola, 1993, "Gender and the social rights of citizenship: the comparative analysis of gender relations and welfare states," *American Sociological Review* 58, 303-328.
- 大沢真理, 1996, 「社会政策のジェンダー・バイアス——日韓比較のこころみ」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社, 25-96.
- 大沢真理, 2007, 「現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ」岩波書店.
- Palmore, Erdman B. and Daisuke Maeda, 1985, *The Honorable Elders Revisited: A Revised Cross-Cultural Analysis of Aging in Japan*, Durham, NC: Duke University Press.
- Parsons, Talcott, 1949, "The social structure of the family," in Ruth Nanda Anshen (ed.) *The Family: Its Function and Destiny*, New York: Harper and Brothers, 173-201.
- Parsons, Talcott, 1956, "The American family: Its relations to personality and to the social structure," in Talcott Parsons and Robert F. Bales (eds.), *Family: Socialization and Interaction Process*, London: Routledge and Kegan Paul, 3-33. (=1981, 「アメリカの家族——パーソナリティおよび社会構造に対するその関連」, 橋爪貞雄・溝口謙三・高木正太郎・武藤孝典・山村賢明訳『家族』黎明書房, 16-59.)
- Phillipson, Chris, 1998, *Reconstructing Old Age: New Agendas for Social Theory*, London: Sage.
- Popenoe, David, 1988, *Disturbing the Nest: Family Change and Decline in Modern Societies*, New York: Aldine de Gruyter.
- Preston, Samuel H., 1984, "Children and the elderly: Divergent paths for America's dependents," *Demography* 21(4), 435-57.
- Qureshi, Hazel and Alan Walker, 1989, *The Caring Relationship: Elderly People and their Families*, London: Macmillan Education Ltd.
- Rowlingson, Karen and Stephen McKay, 2005, *Attitudes to Inheritance in Britain*, Queens Road, Bristol: The Policy Press.
- Sainsbury, Diana (ed.), 1994, *Gendering Welfare States*, London: Sage.
- 坂本和靖, 2006, 「親との同居選択の要因とその効果——Propensity Score Matchingによる分析: 既婚者の場合」『季刊家計経済研究』72, 21-30.
- Shanas, Ethel, Peter Townsend, Dorothy Wedderburn, Henning Friis, Poul Milhoj and Jan Stehouwer, 1968, *Old People in Three Industrial Society*, London: Routledge and Kegan Paul.
- 施利平, 2008, 「戦後日本の親子・親族関係の持続と変化——全国家族調査 (NFRJ-S01) を用いた計量分析による双系化説の検討」『家族社会学研究』20(2), 20-33.
- 嶋崎尚子, 2009, 「成人した子とのつながり——親からみた親子関係」, 藤見純子・西野理子編『現代日本

- 人の家族——NFRJからみたその姿】有斐閣, 154-165.
- 白波瀬佐和子, 2001, 「成人子への支援パターンからみた現代日本の親子関係」【人口問題研究】57(3), 1-15.
- 白波瀬佐和子, 2005a, 「少子高齢化の中の成人未婚子」【少子高齢社会のみえない格差——ジェンダー・世代・階層のゆくえ】, 109-134.
- 白波瀬佐和子, 2005b, 「少子高齢社会の世代間支援」【少子高齢社会のみえない格差——ジェンダー・世代・階層のゆくえ】, 135-160.
- Shuey, Kim and Melissa A. Hardy, 2003, "Assistance to aging parents and parents-in-laws: Does lineage affect family allocation decisions?" *Journal of Marriage and Family* 65, 418-431.
- Silverstein, Merrill, 2006, "Intergenerational family transfers in social context," in Robert H. Binstock and Landa K. George (eds.) *Handbook of Aging and the Social Sciences, Sixth Edition*, Amsterdam: Academic Press, 165-180.
- Silverstein, Merrill, Tonya M. Parrott, and Vern L. Bengtson, 1995, "Factors that predispose middle-aged sons and daughters to provide social support to older parents," *Journal of Marriage and Family* 57, 465-475.
- Spitze, Glenna and John Logan, 1990, "Sons, daughters, and intergenerational social support," *Journal of Marriage and the Family* 52, 420-430.
- Stoller, Eleanor and Lorna L. Earl, 1983, "Help with activities of everyday life: Sources of support for the noninstitutionalized elderly," *The Gerontologist* 23(1), 64-70.
- 鈴木亘, 2009, 「だまされないための年金・医療・介護入門——社会保障改革の正しい見方・考え方」東洋経済.
- Sweetser, Dorian Apple, 1964, "Mother-daughter ties between generations in industrial societies," *Family Process* 3, 332-343.
- Sweetser, Dorian Apple, 1968, "Intergenerational ties in Finnish urban families," *American Sociological Review* 33, 236-246.
- Szydluk, Marc, 2004, "Inheritance and inequality: Theoretical reasoning and empirical evidence," *European Sociological Review* 20(1), 31-45.
- 田淵六郎, 1998, 「老親・成人子同居の規定要因——子どもの性別構成を中心に」【人口問題研究】54(3), 3-19.
- 田淵六郎, 2006, 「高齢期の親子関係」【季刊家計経済研究】70, 19-27.
- 田淵六郎・中里秀樹, 2004, 「老親と成人子との居住関係——同居・隣居・近居・遠居をめぐる」, 渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子編【現代家族の構造と変容——全国家族調査【NFRJ98】による計量分析】東京大学出版会, 121-148.
- 高山憲之, 1993, 「高齢者の生活実態と資産保有」, 高山憲之・原田泰編著【高齢化の中の金融と貯蓄】日本評論社, 97-120.
- Thomson, David, 1989, "The welfare state and generation conflict: Winners and losers," in Paul Johnson, Christoph Conrad, and David Thomson (eds.) *Workers Versus Pensioners: Intergenerational Justice in an Ageing World*, Manchester and New York: Manchester University Press, 33-56.
- 利谷信義, 1987, 「法と政策に揺れる家族」【家族と国家】筑摩書房, 61-90.
- 利谷信義, 1991, 「家族法の実験」, 上野・鶴見・中井・中村・宮田・山田編【シリーズ変貌する家族1 家族の社会史】岩波書店, 97-118.

- Townsend, Peter, 1957, *The Family Life of Old People: An Inquiry in East London*, Routledge and Kegan. (=1974, 山室周平訳『居宅老人の生活と親族網』垣内出版.)
- Townsend, Peter, 1981, "The structured dependency of the elderly: The creation of social policy in the twentieth century," *Aging and Society* 1(1), 5-28.
- Tsuya, Noriko O. and Linda G. Martin, 1992, "Living arrangements of elderly Japanese and attitudes toward inheritance," *Journal of Gerontology: Social Sciences* 47(2), S45-54.
- Walker, Alan, 1981, "Towards a political economy of old age," *Aging and Society* 1(1), 73-94.
- Walker, Alan, 1993, "Intergenerational relations and welfare restructuring: The social construction of an intergenerational problem," in Vern L. Bengtson and W. Andrew Achenbaum (eds.), *The Changing Contract across Generations*, New York: Aldine de Gruyter, 141-165.
- Walker, Alan, 1996, "Introduction: The new generational contract," in Alan Walker (ed.), *The New Generational Contract*, London: UCL Press, 1-9.
- Wolf, Douglas A., Vicki Freedman, and Beth J. Soldo, 1997, "The division of family labor: Care for elderly parents," *The Journal of Gerontology: Psychological Sciences and Social Sciences: Series B*, 52B (Special Issue), 102-109.
- 山田昌弘, 1999, 『パラサイト・シングル』の時代』筑摩書房.
- 大和礼子, 2008, 『生涯ケアラーの誕生——再構築された世代関係／再構築されない世代関係』学文社.

—2010. 6. 21 受稿—